

イギリスの教育(6)

# ハロースクールの教育法

—勅許状の研究—

## 目 次

		二 修道院礼拝堂解散後の学校
		12
		三 ハロー校の創立
		14
		創立者ジョン・ライアンの意図
		14
		開校準備
		15
		開 校
		15
		四 ハロー校の勅許状と付属法
		16
		1
		学校は独立自治の法人団体
		16
		2 管理委員会の設置と法人化
		16
		管理委員会の指名
		16
		法人格の付与
		16
		5 同業組合立学校
		9
		管理委員
		17
		法 人
		17
		死手免許
		17
		6 独立学校
		10
		オスウェストリー・スクール
		10
		セブンオーフ・スクール
		11
		ラグビー・スクール
		11
		ハロー・スクール
		12
		第一章 ハロー校創立前のハローの教育
		12
		20
		第一章 ハロー校創立前のハローの教育
		19
		寄付財産
		19
		財産の管理とその方法
		20

信託財産収入の使用目的	22
学校規則の制定権	22
学校運営	22
(1) 校長、助教師に関する規定	23
任命	23
資格	23
信仰	23
罷免	23
報酬	24
校長任免の功罪	24
(2) 生徒に関する規定	25
無料の選学生	25
自費生	25
(3) 特別獎学生に関する規定	25
学年編成、教育課程	25
六年級新設	25
初等学校の創立	26
國民學校へ校名変更	26
ハロー・スクールの勅許状	26
	29

1 ジヨン・ライアンの勅許状	29
2 ジヨン・ライアンの命令、規定、規則	32
3 学校事務処理規則	38
注	41
あとがき	44

図表

第1表 私立校代表九校一覧	4
第2表 宗教改革以後学校創立数一覧	13
第3表 ドムズデー土地合帳の農民階層	21
第4表 ハロー・スクール委員会保有財産	27
第5表 一八六〇年度収入	27
第6表 学校関係支出（一八六〇年度）	27
第7表 道路修理費支出（一八六〇年度）	27
第8表 ハロー校生徒数の変遷	28
	28

## ハロー・スクールの「教育法」

### 勅許状の研究

池田良三

#### まえがき

ハロー・スクールは自営農民ジョン・ライアンが、一五七二年創立した無月謝学校である。故郷の貧乏な子どもたちのために、彼の全財産を投じて創立したこのハロー校は、創立以来四〇〇年間、イギリスの社会に多数有為の人材をおり続いている。

今般この学校の勅許状を考察の対象とした理由は、この勅許状及びその付属法がイギリスでも代表的な教育法であると同時に、最も古いものだからである。るべき基準となる法律のない時代に、独立した「教育法」として制定され、しかも学校を四〇〇年の長期にわたって維持し繁栄させ続けたこの教育法の特質は、一体何であろうか。根本的には、公的施設を創立し維持するための立法上の問題と、それを支える国民の経験と思考、合意の所産と考えられる。しかしハロー校以前に学校がなかったのではない。学校は多様な形で、多數存在していた。そこで最初に、イギリスの代表的な私立学校九校の設立者を分類し、それらの学校が付属するカレッジ、自治都市、

救護施設、ギルド等の概要と学校設置の実情を述べることとした。

さて、ハロー校が創立される直前の一六世紀ならば、イギリスの宗教改革の時代で、修道院、礼拝堂は解散され財産は没収され、從来各種教会に付属経営されていた学校は、殆んど壊滅し去った時代である。

ハローも同様であった。古くからカンタベリー大僧正の私領であったハローには、一四世紀の終り頃には早や古い歴史をもつ学校が教会の構内にあったのに、今や大僧正の私領や牧師領は没収され、教区教会の僅かな財産のみでは教師も雇えないほど衰えてしまった。ライアンの事業はいわばハロー校の再建である。一五三五年（小修道院解散直前）當時、学校は三〇〇校も数えられたのに、今は二十五校が廃校となり、廢校となつたのは殆んど全部グラマー・スクールであった。彼の胸の中には、何故にかくもろく多数の学校が廃校となつたのか、このことが強く去來したにちがいない。

現在の日本では、学校の創立はいとも簡単にすすめられている。それはよるべき法律がよく整備されているからである。しかし明治以前はそうではない。徳川幕府経営の昌平校は、林羅山の学問所（一六三〇年創立）にはじまり、幕府の祀田が寄付されたのが一六九一年、この祀田の租入の出納をつかさどる勘定奉行が一七九七年任命されてい。大学頭という公職は、羅山以後その子孫が相続しているが、林信微没後の一七八七年、富田家から信敬を養子に迎えている。養子制度は家を絶やさないよう工夫された一つの知恵である。しかし、大学頭という公職が、いつまでも林家の私物の立場で広く天下の人材を自由に集め得るであろうか。昌平校は二四〇年後の明治四年、自然廃校となつてゐる。

昌平校の沿革とハロー校のそれを比較すると、考究すべき問題点が

非常に多い。

第一は、学校の強固な管理体制の恒久化の問題である。

第二は、学校財産の所有権の確保とその運営の問題である。

第三は、学校経営責任者の募集方法の問題である。

学校はその国の文化の一所産である。学校という名称は同じであつても、その実態の間には雲泥の差があることに思い当らざるを得ない。イギリスの古い歴史の学校を理解するためには、われらは既成の学校觀にとらわれず、視野を広くして考察する必要がある。しかし視野を広くしようとして、返つて筆者は淺学の故にその視野の狭さを歎いている次第である。

この小論において、筆者は「教育法」の根本問題のいくつかについて述べてきたが、筆者の誤解が思わぬ所にひそんでいるのではないかと考えている。諸賢各位のご批正の言葉を承ることができれば幸に存じます。

# 第一章 学校の設立者

## 一、私立学校の設立者

イギリスには私立学校が多く、その設立者は教会であることも一大特色である。今設立者別、教派別学校数を示せば次の通りである。

1、州立（公立）学校	一八、九二二校
2、有志団体立学校	一〇、〇五三校
内訳	一四、五七二校
補助学校	一五、三二八校
特殊協定学校	一五一校

以上を教派別にすると

イギリス国教会派	七、四一七校
カトリック教会派	二、一九〇校
その他の 直接助学校	一七九校
インディペンデント・スクール	四四六校

## 三、七六三校

4、独立学校

管理学校は、経費の大部分は公費で賄われ、管理委員の三分の二は地方教育当局の指名によっているが、校長と宗教担当教師はその学校の管理委員会が任命している。

補助学校は、校舎の新築・改築に補助を受け、管理委員の三分の一は地方教育当局の指名による。校長と宗教担当教師の任命には責任をもつてている。

特殊協定学校は、建築費、学校経費ともに公費の補助を受けている（一九三六年教育法で設立された有志団体立中等学校である）。

直接補助学校は、政府から一部補助を受ける代償として全座席の少なくとも二五%を公費奨学生に提供する。公費奨学生というのは、公立小学校の優秀で貧乏な卒業生の学費を、地方教育当局が負担した上で、私立学校に委託する生徒のことである。この中には男子校八二、女子校九五、共学二校があり、大部分は初等科を併設する中等学校である。

独立学校は、公費補助を全然受けていない。特別な勅許状によつて財團法人組織の学校として認可され、又は他の法人団体に經營され、学校経費は学校財産収入、或は運営を支持する他団体の負担金と、父母負担のみで賄われている。他の如何なる支配にも属していない独立の管理委員会が管理している、純粹の私立学校である。〔註1〕

## 私立学校九校の概要

以上述べた独立学校と直接補助学校のうち、代表的な一七三校を特にパブリックス・スクールの通称で呼んでいる。〔註2〕

さきに独立学校は特別な勅許状で創立を認可された学校だと述べたが、この勅許状こそ教育法の基礎となるものである。しかし勅許状は一定の形式をとっているのではない。そこで私立学校の代表校、即クランンドン報告書（註3）（一八六四年報告）中の九校の、学校名、創立年代、創立者、設立の勅許状、管理委員会、生徒数と学費、寮制か通学制か、付属施設の有無を、一覧表にすると第1表の通りとなる。これは創立当時のものである。従つてその後の変更された部分は省いていい。

以上の九校を設立者別に分類すると、

- 1、カレッジの付属学校 三校
- 2、同業組合立の学校 二校

### 第1表 私立校代表 9校一覽

校名	創立年代	創立者	勅許状	管理委員会	生徒数と学費
ワインチェスター・カレッジ	一三九四	ヴィリアム僧正			
イートン・カレッジ	一四四〇	ヘンリー六世	教会創立	学寮長と評議員	無料の奨学生 七〇名
セントポールズ・プリー・スクール	一五〇九	コレット本寺長	組合設立 組合への財産寄付	絹織物商組合	無料の奨学生 一五三名
ショルーズベリー・フリースクール	一五五二	市	市への財産寄付		
セントピーターズ・カースタイン・スクール	一五六〇	エリザベス女王	市長と委員	（入学金のみ）	
マーチャント・テラーズ・スクール	一五六一	教会創立	本寺長と僧会	無料の奨学生 四〇名	
ラグビー・フリースクール	一五六七	毛織物商組合	毛織物商組合	一〇〇名 一〇〇名 一ポンド 無料	
ハロー・フリースクール	一五七二	学校創立	組合設立	一〇〇名 希望者全員	
チャーターハウス（フール）	一六一	ジョン・ライアン	銀行王トマス・サット	自當農	リフレンス・シェ
救護施設設立	学校創立	管理委員会	管理委員会	毛織物商組合	無料の奨学生 四〇名
救護施設管理委員会	管理委員会	無料の奨学生 四〇名	無料	希望者全員	無料の奨学生 四〇名
寮制	通学制	通学制	通学制	寮制	寮制
孤児院	養老院	街道修理	養老院		

### 3、個人立の学校

一校

#### 4、自治都市立の学校

一校

#### 5、救護施設の付属学校

一校

の五種類となる。学校創立のためのみの勅許状を得て創立された学校は、一六世紀後半のラグビー校とハロー校のみである。他の七校はそれぞれ異なる目的をもつ団体が、それぞれ独自の勅許状によつて設立を許可されている。それらの施設は、その余力をもつて子供たちのために学問の場を与えていた。特定の形式というものはない。形式といえば先づ子供たちがいて、教える力のある僧侶が日曜日以外に教える、或は別に教師を雇つて教える、従つて貧乏な子供たちが主体となつていて、そこで先づ勅許状とは何か、如何なる効力をもつものか、この問題から考えてみたい。

### 勅 許 状

国王の勅許状は、「イギリス法原理」の著書ゲルダードの解説によると、国会の制定法と同等の価値のある公文書であつて、地方公共団体・大学およびカレッジ等、古い法人がこの勅許状で法人格を与えられている。〔註4〕

歴史的なことを知るためにオックスフォード辞典の同項を開いてみると、

#### 1、「国王又は立法府によって発行された公文書」

a、「人民或は特別の階級又は個人に特典を与える権利を承認する」

この例として最も古いものは、イギリス国民の基本的自由を許可した一二一五年の大憲章<sup>マagna・カムラ</sup>をあげている。

b、略

c、「自治都市、大学、会社或は他の法人団体のため」

の公文書とし、最も古い文例としてエドワード四世の一四七四年オックスフォードとケンブリッジ両大学の大学総長と学者に、勅許状によつて特定の自由と権利を許可した例をあげている。

次に勅許状によつて設立され、学校の設置者となつているカレッジ、自治都市、救護施設、ギルド等の概要について述べる。これはイギリスの宗教改革前の、すなわち中世教育史の一部をなすものである。

### 二、カレッジ付属学校

カレッジとは僧会組織教会の略であつて、非修道僧である僧会員で組織され、会員の勉学及び子供たちの教育を目的とする教会である。この種の教会の起源は非常に古く、僧正座のある聖堂について重要な町に設立されている。

「ウォイックの学校とカレッジの歴史」によると、ウォイックのオール・セイント僧会組織教会付属学校の存在は、一一二三年のヘンリー一世の勅許状で証明することができる。この公文書で「教会は、エドワード王、私の父（ウィリアム一世、ノルマン朝の開祖）及び兄王（ウィリアム二世）時代受けていた、すべての慣行と試罪法（火や熱湯に手を入れても害を受けない者は無罪とする中世時代に行われた裁判法）及び学校を経営すること」〔註5〕を確認している。これでみると教会と学校は、九一四年以来存在していたものと推定される。その理由は次の通りである。

マーシャ王国（イングランド中央地方を支配していた）の古記録によれば、大陸からデーン人の侵寇が益々はげしくなるので、この年（九一四年）の暮にかけてエドワード王（九〇一—一二五在位）は、全王国をあげてその都市を守るために城壁を築かせ、石の城壁が取り囲む新しい町づくりを急いだ（この堅固な城壁内の町に発達した商人組合

が、後に王の勅許状を得て「自治都市」に発展するのであるが、このことは項を改めて述べる)。

城内に僧会組織の教会を建て、これが王の許可を受けて「王の無料の礼拝堂」「[註6]」と称されるもので、こゝにグラマー・スクールが開設されていた。

この後狂信的な修道院時代を迎へ、一三世紀中葉になると大陸から托鉢修道士を迎へ、新しいカレッジ時代を迎えることになる。この新しいカレッジとは、カレッジの長を中心とする学僧で管理委員会を構成し、全員の生活を維持する学校財産を備え、学問を目的とする学者と学生の法人団体である。

このようなカレッジの最も早いものは、H・ラシュダルの「ヨーロッパ中世大学史」によると、オックスフォードのマートン・カレッジである。ウォルター・ド・マートンはかつてオックスフォードに学び役人・政治家、そして高い聖職位について財を蓄えた。彼はその財産を一般の学徒特に彼の一人の子弟のために残そうと決心した。彼の邸宅と地所を学徒の団体に譲与したのは一二六三年のことである。翌年学寮が正式に永久的に開設され、最初の規則が与えられた。従つて一六四年当時「法制上」も「実際上」もマートン学寮が存在している。〔註7〕オックスフォード辞典、カレッジ、4、に、

「大学の中または外に法人団体化され、学問をし教授するためにつくられた学者の団体」とあり、

a、「通常貧乏な学生のために大学内に創立される独立自治の法人組織団体又は協会」

b、「大学外にある同様の目的をもつ財團法人（本来の性格は老人のための養老院とか、青少年の救済事業としての教育とかに関するも

のが多い）」

とし、この意味で使用された最も古い使用例として、一三七九年リチャード三世発行の、ニューカレッジ（オックスフォード）の勅許状をあげている。

現在学校と同義語に使用されているカレッジが、維持財産を法によって保障し、学徒が安心して学問にいそしめる法人団体たる学問所として、名実共に整備されるには一二六四年から一二七九年に至る、約一世紀間要したと考えてよいであろう。

### イートン・カレッジ

さて当面のイートン・カレッジは、さきのニューカレッジの姉妹校ウインチエスター・カレッジ（ともにウイリアム僧正の創立）を手本とし、ヘンリー六世（一四二二—一六一在位）が「十字架上のわれらの主キリストへの賞讃・名誉・尊敬のために、最も名誉ある聖母マリアをたゞえるために、そしてキリストの聖なる教会を永遠に支持し」、さらに歴代の王の靈を弔うるために建てられた教会であつて、学寮長と一〇名の評議員が管理する、法人団体たることを許可する勅許状が発行されたのは、一四四〇年のことである。ローマ法王の教書はこの年から翌年にかけて三通出されている。〔註8〕この教会はいわばヘンリー六世の菩提寺であった。

この教会に、奨学生七十名を収容するグラマー・スクールと養老院（最初は二十五名、ついで一三名に減員され、一四六八年廃止されてしまつた）〔註9〕が付属経営されてきたのである。

## 三、自治都市立学校

イギリスの町の歴史には必ず、紀元何年某王の勅許状で法人団体たることが許可され、市長と議員を選出するようになり、永代借地料は年〇〇ポンドと記してある。また「自治都市社会は法人団体である、村落社会はそうではない」〔註10〕という記述に接すると、われらの常識から判断するには余りにもかけ離れた町が、早くから形成されていたことに思い当らざるを得ない。

あの都市の社会学的分析をなしとげたマックス・ウェバー（一八六四—一九二〇）は、世界の都市を分類してその特色を詳細に述べている。〔註11〕都市については増田四郎氏の貴重な研究〔註12〕があるので、共に参考にさせていただく。

### 中世北欧型都市

この型に属する「自治都市」の分布地域は、主としてイングランドはじめ、北フランス、フランダース、低地地方、西北ドイツ（ライン河に沿う地域）等の、ゲルマン的要素の濃い地方に限られ、南欧や南ドイツ等ラテン系文物制度の影響をうけている地域には絶無である。〔註13〕

### 北欧型都市の特徴

自治都市に共通する特徴を左に列挙する。これはまた「市民意識」醸成の温床でもあった。

1、都市の市民は王又は領主と契約（永代借地権）して、一定地域の土地の使用权、居住権、市場を開く権利等を、勅許状によって獲得し、城壁をめぐらし、市民の生命・財産を守る。その代償として一定の金額を年々王の金庫に納入する。

2、都市の構成員は商工業に従事するギルドの組合員、その家族と從

業員に限り、貴族は入れない。

3、町の中央に広場を設けて市場とし、商品の交換場とする。城外には農民がマナー（莊園）領主のもとで農業に従事し、食料品・工業

材料品は城門を通じて持込まれる。

4、市場の近くに都市文化の粹を集めた教会を建て、そのまま側に市庁舎がある。こゝはギルドの成員の集会場であり、そのまま市役所に発展したものである。Guildhallがロンドン市庁舎であることは周知の通りである。

5、市場の近くに大商人の居住区があり、職業に応じ町の名がつけられる。彼等は生命・財産を確保するため共同防衛に当る。

6、自治体制を強化するために市民は王と交渉して、市長、議員を選ぶ権利、議会にバラ代表議員をおくる権利等を次々に獲得し、都市

独自の行政上の規則を制定する。これは市民法に発展してゆく。北フランス、ストラスブルグの最初の市民法は一九二一年に制定されている〔註14〕

7、行政費は市民の税で賄ない、才出入予算は公開で審議される。  
8、司法権については、同業組合の生産上の規制、生産量の統制、度量衡の検査等市民の権利義務の実施上、違反があれば市長が裁判権をもつてている。

9、教会の建物は都市のシンボルである。市民の精神生活の支柱である。同じ教派の者のみ集ることを願い、宗教戦争も辞さない。

10、教会内、又は構内に学校を開く。裕福な個人は礼拝堂<sup>チャントリー</sup>を建て、こゝに礼拝堂学校<sup>チャントリースクール</sup>を維持できるよう財産を寄付する。ある者は孤児・老人のため救護施設<sup>ホスピタル</sup>を寄付し、こゝでも子供のため学校を開設する。これらの福祉施設は教会で養われた宗教的情操の自然的發露の賜である。

シユルースベリート・フリー・スクール

シュルースベリーの町は、現在人口五万足らずの地方小都市であるが、古くからサロップシャーの古い市場の中心地であると同時に、ウェルズに入る要地でもあって、ウェルズ人の侵寇を度々受けた。ウイリアム一世（一〇六六—八七）からチャーレズ一世（一六二五—四九）の間に三一の勅許状を受けている。現存する最古の勅許状は一八九年、リチャード一世が四〇マークで永代借地権を許可するというものである。一二二七年には商人ギルドに商館を許可し、エリザベス女王の一五八六年にこの町の法人化が改めて許可されている。註「15」この町には二つの僧会組織教会、聖メアリーと聖チャードがあつた。最も古い記録は、アングロ・ノルマン史家ヴィタリスが、一〇八〇年この学校で五年間ラテン語を学んだという記事である。シワード校長は修道僧ではなく、高貴な僧侶であつたという。その後この教会は修道僧に占められ、修道院に切換えられている。

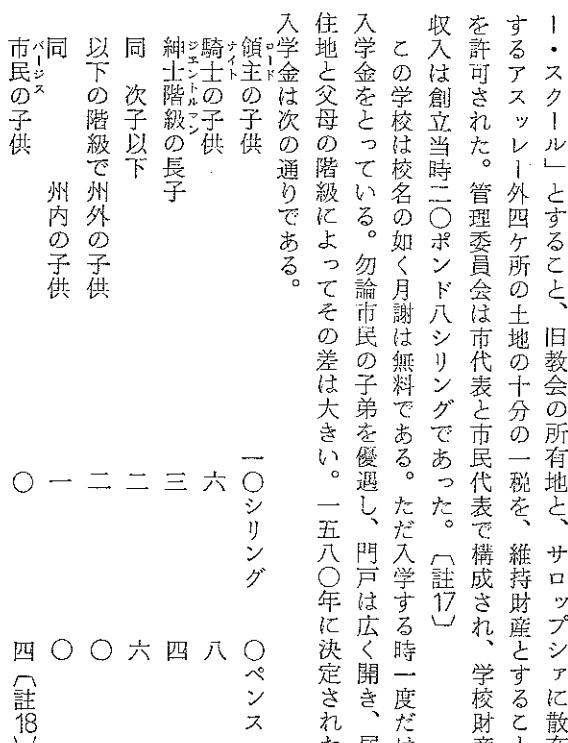
所がヘンリー三世時代の一二三二年、王はシュルースベリーの聖メアリー・カレッジの校長を任命しているが、その中でこの教会はドムズデー土地台帳（一〇八五—六年作成）に、聖チャード教会とともに僧会組織教会であつたと記してある。その後この教会は僧会員が管理しながら、一五四七年の教会財産没収まで存続している。〔註16〕財産没収と共に学校は廃校となってしまった。

学校の創立  
子供の教育に困った市民及び周辺の人々は、市費二〇ポンドを投じて新しく学校用地を購入し、学校維持費として旧両教会の没収財産の無償払い下げ請願書を、エドワード六世に提出し、懇願した。  
一五五二年の勅許状で、校名は「エドワード六世の無月謝・グラマアリ」。

## 四、救護施設付属学校

救護施設とは、身寄りのない老人や両親を失った不幸な孤児たちの救済施設である。最も早いものの一つ、ウインチエスターの聖十字救護施設は、ヘンリー・僧正が一一三〇年彼の私財を投じて創立している。町からおよそ一哩のこの施設には、病弱な十三名の老人が収容されている外に、貧乏人が毎日百名も町から通ってきて、そばに建てられた公民館で食事をとつていた。

れた公民館で食事をとつていた。  
食事の内容は、吸いもの（または水や牛乳でどろどろに煮たオートミール）をたっぷり、粗末なパン、週に三クオート（一クオートは約



一・「リットル」のビール、一匹のにしんか二四のさつば、或は魚のない日には二箇の卵とチーズという献立である。

この百名の中には「ワインチャスターの町のハイ・グラマー・スクールの校長が派遣する」〔註19〕十三名の貧乏な生徒がいる。このことは救護施設で救済されながら、町の学校に通学していた生徒がいたことを示している。この生徒は一三七三年の記録によれば、一三一三年までさかのぼれるという。〔註20〕

一五四八年の報告に見るこの施設の構成員は、校長一名、貧乏な老人十三名、僧侶六名、書記六名、唱歌隊の少年六名、この外毎日食を給する貧乏人は百名、校長の給料は年四六シリング八ペニスである。〔註21〕

ロンドンには救護施設として有名な聖アンソニー、クリエイスト・ホスピタルがある。聖アンソニーは、もと修道院が解散没収され、ヘンリー六世が一四三四年救護施設とし、子供達のため学校を開いた。この学校の出身者には「ユートピア」の著者トーマス・モア（一四七八—一五三五）がいる。一六六六年のロンドンの大火灾で建物は焼失し廃校となつた。〔註22〕

クリエイスト・ホスピタルは、エドワード六世の一五五三年発行された勅許状が開設された救護施設である。（略）

#### チャーチ・ハウス

この救護施設は、鉱山であて銀行王となつたトーマス・サットン（一五三二—一六一二）が、彼の私財を投じて創立した。彼は同名の旧修道院の敷地を一万三千ポンドで買いとり、ここに左の目的をもつ救護院を設立する勅許状を一六一年受けている。

1、貧乏な人々を収容する養老院

#### 2、貧乏な子供、特に孤児を収容する無月謝学校

この無月謝学校は一六一四年、四十名の無料の奨学生を入学させて開校された。〔註23〕一八七二年には、学校だけを切離し、サリー州ゴーダルミンに移転している。〔註24〕

#### 五、同業組合立学校

自治都市を形成する中心となつたのは、商人ギルドであったことは前に述べた。このギルドの起源は、増田四郎氏の研究によれば、アン・グロサクソン王ウェセックスのイン（六八八—七二六）の法典にまさかのぼれるという。その分布地域は自治都市と同一地帯である。ギルド一般の特徴として、商人ギルドが法人団体として設立されると、必ず一名か二名の僧侶を雇い、死亡会員の靈の供養に当らせる。この僧侶が事務所の一室で学校を開くことも目的の一つであった。会員の子どもは勿論のこと、地域住民の子どもも無料か又はそれに近い費用で教え、その維持費として市民の特別寄付も行われた。

さて、マーチャント・テーラーズ校が創立される以前、すなわち宗教改革期までに、どれ位の学校があつて、どのように維持されていたであろうか。

一五四八年の礼拝堂調査委員会報告書を調べたA・F・リーチによると、三三のギルドが二八のグラマー・スクールを経営している。この外にショルースベリーの服地商組合が一校、ロンドンの編織物商組合が三校、金細工職組合が二校経営しているので、合計三十四校となる。〔註25〕この中で古いのは

#### アッショバートン・グラマー・スクール

イングランドの南西部、デヴォンシアのアッショバートンのこの学

校は、セント・ローレンス・ギルドが設立している。端麗な姿の礼拝堂があり、上品な塔の内側は校舎に使用されている。組合は常に一名の僧侶を雇い、日曜は故組合員のために祈り、日曜以外は子供たちの教育に当らせていた。

ステープルドン僧正は一三一四年、礼拝堂に一名の僧侶を雇うだけの寄付をした。彼はオックスフォードにもステープルドン会館を寄付しているが、これは後にエクゼター・カレッジとなっている。〔註26〕

ギルド財産となつている土地からの収入は、一五四八年の記録によると年一〇ポンド一五シリング八ペソス、僧侶への報酬は年六ポンド一三シリング四ペソス、残額は補修費とアッシュバートンの町に飲料水をひく水道の維持費に使用されていた。〔註27〕

### マーチャント・テーラーズ・スクール

マーチャント・テーラーズ組合<sup>ギルド</sup>は、ロンドンの主たる組合の第一級に位し、その起源は非常に古い。既にエドワード一世（一二七二—一二〇七）の二十八年（一二九九年）次のような確認を受けている。それは組合員に毎年聖ヨハネの祝日（六月二十四日）に総会を開き、組合長Governor事務局長Wardenを選舉する権利である。この許可によって一三〇〇年組合長の選挙が行われた。一四六六年エドワード四世の第五年、勅許状によつて法人団体たることが許可され、統いて組合の紋章も許可された。この組合ははじめ王のために大テント、貴族の制服、軍人の軍服の調製に当つていたが、毛織物業者として時代の波に乗り、組合の発展につれて慈善事業にも手をひろげ、土地を提供して病舎を建て、貧者は無料で治療し、死者があれば手厚く葬つた。

### 六、独立学校

ラグビー校とハロー校は以上の七校とはちがい、教会・カレッジ・救護施設・礼拝堂から全く独立した、独立自治の学校である。ではこのような独立学校は、いつ頃どこにその起源をもち、その教育法はどういう基礎のもとに創立されているであろうか。

### オスウェストリー・スクール

サロップ・シャの北西隅にあるこの学校は、一四〇七年ウエルズの法律家ホルビーチが創立したといわれるが、創立の勅許状は見つかっていない。

最も早い証拠書類は一七世紀に作成されたと思われる、日付のないラテン語の写しである。それによるとホルビーチの寡婦が、製粉場と二ヶ所の領地<sup>マナー</sup>にある全財産を、信用ある管理委員に信託し「ホルビー

学校創立　一五六〇年の暮グラマー・スクール設立のすばらしい計画が進められ、場所はセント・ローレンス・パウントニーのばらマナーの一部、バッキンガム公の大邸宅が最適地と決定された。買収費は組合の役員リチャード・ヒルが実際に気前よく五〇〇ポンド提供した。（現在の七千五百万円といわれる。）

学校運営のための規則四十五条が制定された。学校創立は組合の一事業であるから、改めて勅許状を受ける必要はない。職員は校長外助教師三名、生徒は二五〇名の定員とし、一〇〇名は月謝三ヶ月毎に五シリング、五十名は半額とし、残り一〇〇名は無料とした。通学制、こうして開校されのは一五六一年十一月二十四日のことであった。〔註28〕

チの目的は、財産収入をオスウェストリーの町に教師を確保し、彼の生活を支える為に提供する」とあり、明らかに学校創立のため寄付されたものである。

アルンデル伯トーマス創立のオスウェストリー教区教会記録に、二人の僧侶が現われている。学校についてはただ「無月謝学校の費用を増すために、学校財産収入からの六ポンドに、四〇シリングを追加する」とある。この四〇シリングは教会財産収入からの支出である。

〔註25〕

### セブンオーク・グラマー・スクール

教会や僧侶主義に反対し、そのような色彩を特に除こうとした学校が出現する。

セブンオーク（ケント州）出身のロンドン市民、食料品店主ウイリアムが、一四三二年創立したこの学校がそうである。彼は「ラテン語に精通し、文学士の学位をもち、聖職位のない誠実な校長を招いてセブンオーク・グラマー・スクールを経営させ、学問を目的として入学する者に、本人或は両親から金銭を徴収せず無月謝で教えるよう」、その維持費としてロンドンにある彼の土地をセブンオークの代理牧師と教区委員に寄付した。

他の礼拝堂付僧侶は、子どもたちを教えながら、一方では死者を弔うミサを行なうために時間を空費しているが、ウイリアムはこの学校の校長には聖職位を要求していない。校長は宗教行事よりも、子どもの教育を本業の主たる仕事とすべきことを強調している点で、文芸復興期の精神にそく新しい傾向を示すものである。〔註30〕

この学校は現在通学制（一部寮制）のパブリック・スクールの一員として繁栄している。〔註31〕

### セント・ポールズ校

セブンオークのウイリアムの精神を、さらに強調するため創立されたのがこの学校であるが、この学校の管理は絹織物商組合に委託され、従つて一五一一年の勅許状は財産の譲渡を許可するというものである。創立者コレットが精魂こめて作成したこの学校の学校規則は、今後の学校規則制定の手本となっている。

さてこの後は、宗教改革期を迎える。一五三六年の小修道院法から一五四八年礼拝堂法まで、教会に付属する学校は壊滅し去る運命となる。しかし創立者たちが教会に関係ないよう配慮して創立した独立学校は、以上の試練にたえ学校財産も確保されている。

### ラグビー・フリー・スクール

ラグビー出身のロンドンの食料品店主ローレンス・シェリフは、一五六七年勅許状を得てこの学校を創立した。しかしながら学校財産設定の手続きが不十分なため、財産収入が予定された通り入らず、そのため学校は経営困難に陥っている。王の調査委員会は一六一四年、一六五三年には二回、計三回も調査に訪れている。学校財産収入が確保され、学校規則が制定されたのは、凡そ二百年後の一七七八年のことである。〔註32〕それ故教育法研究の対象とするには適当でないと考へる。

### ハロー・フリー・スクール

ハロー校の創立者ジョン・ライアンは早く学校創立の勅許状を得（一五七二年）、学校規則並びに細則は死の前年の一五九一年制定し、学校維持財産寄付の手続きも手落なく遺言し、学校は遺言通り彼の妻の没後、一六一五年管理委員たちの努力によって開校されている。勅許状、学校規則並びに細則の全部が創立当時のまま完備されているハロー校の教育法は、研究の対象として最も妥当なものと考える。

## 第一章 ハローー校創立前ハローーの教育

ハローーの町はロンドンの西北西、セント・ポールズ寺院からおよそ二〇糠の地点にある。海拔約百メートルの丘陵地帯で、一番高い所にランフラン（カンタベリー大僧正、一〇八九年没）創立の、セント・メアリー教会が聳え立っている。

ハローーは中世時代を通じカンタベリー大僧正の領地で、特別支配地であった。ハローー校が創立される前に、この丘の上に学校があつたことは間違いないと思われる。

現存する最も古い記録は、教区牧師領裁判所の記録の中に見ることができる。一三八四年、農奴身分のジョン・インタウンが領主の許可なしに、その子を領地外の学校に通学させた件で罰せられている。中世時代農奴身分の者がその子を領地外の学校に通わせるには、領主の同意を必要とした。このことはハローーに学校があつたことを示している。（この制限が廃止されたのは一四〇六年の職人法によってである。）〔註33〕

オール・ソールズ・カレッジ（オックスフォード一四三八年創立）の創立者チエリーダ僧正（一四一三—四三在職）は、彼の私財で郷里にもカレッジ、グラマー・スクール、養老院を建てているので、〔註34〕ハローーにも学校を経営していたにちがいないが、その記録はない。

一六世紀になると学校の存在が明瞭となる。王室に近い関係にあつたG・ローパーの手紙の中で、彼の父が死亡し、母が悲しんでいると

メアリー女王（一五五〇—五八在位）は母をなぐさめ、自ら保護者となつて、ローパーとその兄達をハローーの学校に入学させ、彼等は成人するまでここに在学した、と書き残している。〔註35〕このことはハローーに学校があつたということだけではなく、女王自ら選ぶほど、立派な経営の学校があつたことも示している。

さらに、ケンブリッジのカイウス・カレッジの入学生名簿（一五七二年以前のもの）に、ハローー校出身と明記したジェラード、グリーンヒル、ストリング三名の名が見える。〔註36〕

所がイギリスの宗教改革に伴ない、修道院法、礼拝堂法は厳重に実施され、一五四五年ハローー領地も教区牧師領も全部没収され、学校は教区教会の僅かばかりの収入だけとなり、廃校寸前の状態となってしまった。これはハローーの学校だけの運命ではなかつた。各種教会に經營されていた全学校が陥つた姿であつた。

### 二、修道院、礼拝堂解散後の学校

イギリスの宗教改革はヘンリー八世の離婚問題に端を発し、ローマ法王支配からの離脱、王がイギリス国教会の首長として君臨する方向ですすめられた。ドイツのそれとはちがい、教義上の問題よりも、多分に政策的なことが先行したこととは、ご承知の通りである。

今國庫収入増収の状況を見ると、一五三六年の小修道院法で解散され、財産が没収された小修道院数四〇〇、残りの大修道院も四年間に次々に没収され、一五三九年の法律で合法化された。追放された者は一人をこえている。〔註37〕

これを税収面から見ると、ヘンリー七世時代は年収平均一一、五〇〇ポンド、ヘンリー八世時代に入ると年平均三〇、〇〇〇ポンド、所

が最後の七年間（一五四〇—七）の合計は七〇万ポンドにはね上つてゐる。〔註33〕

さて、宗教改革前に全國にどれ位の学校があつたであろうか。宗教改革期の学校を詳細に調べたA・F・リーチの調査によると、一五三五年現在三〇〇校あつたとしている。これらは単に修道院学校、唱歌学校、或は初等学校というようなものではなく、今日いうパブリック・スクール、又はグラマー・スクールと全く同様の学校である。ラテン語を教え、中堅人物を養成する中等学校であつて、校内には無料の奨学生を抱え、優秀な者は特別奨学生として大学にも派遣するだけの、財政的背景をもつ学校であつた。〔註39〕

修道院解散ではおよそ一〇〇校〔註40〕が廃校となつただけだが、ヘンリー八世の最後の二年間、エドワード六世の最初の二年間、即ち一五四六—八年にわたる礼拝堂二法では、壊滅的な打撃を受けた。壊滅し去つた学校数は、リーチの報告では合計二五九校に達し、そのうち明瞭にグラマー・スクールの名称の学校は、一九三校である。〔註41〕

廃校となつた二五九校の学校財産收入は、年合計一、六七七ポンド五シリング〇ペンス二分の一である。一校平均七ポンドに足らない收入であるから、田舎の小規模の礼拝堂学校まで根こそぎ没収されたと考えざるを得ない。

この没収から特別に除外された学校がある。ワインチェスター、イートンの二校であるが、この二校の財産收入は合計一、九五一ポンド一シリング三ペンス二分の一で、〔註42〕實に巨額に達している。しかしこの二校といえども、良質の学校用地は王命により荒蕪地となりかえられている。〔註43〕

ヘンリー八世の宗教改革、修道院、礼拝堂の解散、土地没収政策に

、举國一致賛成した國民も、教育政策には意外にも失敗の連続であることに漸く気がついた。

新しい教会制度により、大修道院にかわつて大聖堂が再建され、一五四〇年大聖堂に一二のグラマー・スクールが再建された。カンタベリー、カーライル、エリー、ノーウィチ等である。ついでブリストル、チエスター、ウエストミンスター等である。〔註44〕

さらに自治都市、商人ギルド、同業組合、裕福な個人等による、新しい学校の再建・創立時代を迎えることになる。第2表は宗教改革後約百五十年間の、時代別学校創立数である。

第2表 宗教改革以後学校創立数一覧

ヘンリー 8世	1509—47	63校
エドワード6世	1547—53	50
メアリー 女王	1553—58	19
エリザベス女王	1558—03	138
ジェームズ1世	1603—25	
チャールズ1世	1625—49	142
護民官政治	1649—60	
チャールズ2世	1660—85	
ジェームズ2世	1685—88	146
		558

注 E.P.Cubberley: The History of Education, 1948, P.321.

### 三、ハロー校の創立

#### 創立者ジョン・ライアンの意図

ハロー・スクールはジョン・ライアンが創立した学校である。彼は一介の自営農民ヨーマンであった。彼は自分で土地を耕作し農場を経営しながら、次第に土地、家屋を買い求めて財産を築き上げた独立独行の人で慈悲心にも篤く、早くから年々二〇マーク（一三ポンド六シリング八ペニス）の大金を、ハローの子供たちに恵んで学校に通わせていた。彼は宗教改革後の社会の大変動をひしひしと身に感じていた。彼の国を愛し故郷を愛してやまぬ精神は、興國の基礎として教育事業を起こす以外にないことに思い当り、現在教会の庭で細々と経営されているハローの学校を、彼の手でいつか再建しようと決心する。

彼はまた隣村ルイスリップに住む、ジョン・カイウス博士（一五〇一七三）の偉大な事業にも啓発されている。カイウスはノーウィチの出身で、ケンブリッジの当時ゴンヴィル・ホールで神学を修め、イタリーに渡って医学を修めて学位をとり、ロンドンで開業した。しばらく医科大学の学長もつとめたが、一五五七年彼は母校ゴンヴィル・ホールに相当の財産を寄付して拡充し、校名も「ゴンヴィルとカイウスのカレッジ」とした。「註45」ライアンはこの隣人の事業に感じ、この大学を彼がケンブリッジにおける特別選学生二名の派遣先に選んでいる。（学校規則第一七条）

この頃学校の再建・創立されたものは、  
一五五二年 シュルースベリー・スクール、自治都市立、月謝無料。  
同 立。

一五五三年 ロンドンのクライスト・ホスピタル、エドワード六世寄

付の救護施設付属学校。  
同 トンブリッジ・スクール、ロンドンの皮革商ジャッドの創立、皮革商組合の管理。

一五六〇年 ウエストミンスター・スクール、エリザベス女王の寄付で再建、僧会の管理。

一五六一年 マーチャント・テーラーズ校、同名の毛織物組合の創立、元代表委員の管理。

一五六七年 ラグビー校、ロンドンの食料品店主創立、月謝無料、地

元代表委員の管理。

一五六七年 ラグビー校、ロンドンの食料品店主創立、月謝無料、地元代表委員の管理。

第一は、小規模の地方的学校で、生徒は教区内のみから集まり、普通一人の教師が教え、その報酬も六、七ポンド程度である。

第二は、大規模学校で、教区内の無料の奨学生と、遠方から集まつて寮や下宿にいる自費生があり、校長の報酬も例えばウェストミンスターでは、二七ポンド一一シリング七ペニス（支給される衣・食費を換算して）の高額であった。（註46）

そこで、ライアンが描いた学校の構想は、

第一に、確実な維持財産をもつ学校、他の支配を受けない、経済的不安のない、独立自治の学校とする。

第二に、その地位は国家的性格をもつものとし、生徒は教区内は勿論のこと、教区外の「外来者」の入学も認める。

第三に、学位をもち社会的信頼の篤い二名以上の教師を招き、その報酬は高額とする。

第四に、地元の貧乏な子どもは全員無料とし、父母に学費の心配をさせない「無月謝学校」とする。

第五に、卒業生のうち、能力があり希望する者は、特別獎学生として大学に派遣する。

以上の諸条件を全面的に実現するためには、新しく制定すべき「教育法」の法律上の地位を確保し、管理体制を恒久化すること、次に柔軟な運営上の「規則」を制定し、また必要があればいつでも改正できる法的措置を講じておくこと、これらが欠ぐべからざる要件である。

当然法律家の最高の知恵を借りねばならぬ。ライアンはこの点で恵まれていた。

その一人はハローの住人で、後に管理委員の筆頭となつた、女王の法務長官サー・ギルバート・ゼラルドである。

もう一人は、エリザベス女王の国じ尚書であり、前のギルバートと共にグレー法学院の連帶会計役員をつとめる、サー・ニコラス・ペーコン（一五〇九—七〇）である。彼はケンブリッジのコーパス・クリステイ・カレッジで学位を得て後、グレー法学院に入り、弁護士となり、一五五二年法学院の会計役員となつた。彼はセント・アルバンの修道院学校が廃校となり、ついで市民の手で再建される一五五九年、この学校の学校規則制定に参画している。「註47」最適任者である。（なお政治家・哲学者フランシス・ベーコンは彼の末子である。）

#### 開 校 準 備

ライアンは彼の意図を実現するために、先ず女王の勅許状を受けねばならぬ。彼は彼の意図を整理して文書とし、さきに述べた法務長官サー・ギルバート・ゼラルドの援助のもとに、女王へ勅許状下付の請願をした。

女王の勅許状は一五七二年二月発行された。

次に勅許状を施行する上の規則として、「ライアンの命令・規定・

規則」および「校務処理細則」は、一五九一年一月制定された。

ライアンはこの文書の中で、彼の念願の計画は彼の寡婦没後半年以内に実行するよう書き残し（学校規則第10条）、翌一五九二年一〇月三日没している。

ライアン夫人は一六〇八年没した。

#### 開 校

管理委員会は新校舎完成までの暫定措置として、教師にアンソニー・レート（一六一三年まで在任）、次にブラッドレーを任命している。

一六一五年新校舎が完成し、校長に文学修士ヴィリアム・ランス、助教師にその弟トーマス・ランスが任命され、無料の奨学生四〇名の入学を許可し、ここにハロー・フリー・スクールは新陣容で出発することになった。「註48」ライアンが決意してからおよそ五〇年後のことである。

ライアンの遺体はハロー教会の内陣に葬られている。墓石の上の真ちゅう板には、彼の肖像と共に次の墓碑銘が刻まれている。

「ここに、われらが王の一五九二年一〇月三日没した、この教区内プレストンの住人、ヨーマン、ジョン・ライアンの遺体葬らる。彼はこの教区内に永遠に継続し維持さるべき無月謝学校を創立し、貧しき人々を救済し、貧しき学生を大学におくり、さらに街道を修理し、有用な慈善事業を行なうために、高価で広大な土地を、この目的のために許可された法人団体に贈贈した。このよき手本にわれらの心をとめさせる、このすべての善の創造者のために、祈りをささげよう。」〔註49〕

ハロー校の礼拝堂が建設されたのは、ワーズワース校長（一八三

六一四四在職)時代のことで、創立者記念日が設定されたのは、一八四二年である。〔註50〕

#### 四、ハロー校の勅許状と付属法〔註51〕

##### 1. 学校は独立自治の法人団体

勅許状では女王が先ず、創立者ジョン・ライアンの意図をよみし、彼が意図する無月謝学校の創立、学校への寄付、財産管理のための管理委員会を設置することを許可する、という女王の許可にはじまつている。次に

(1) 永久に管理するため管理委員会の設置と、その委員会の法人化

##### (2) 学校財産の設定と管理運営

を許可し、その他学校経営上の具体的な問題、すなわち校長以下職員の任命、学校運営上の規則、或いは財産管理上の具体的な問題等については、管理委員会運営上の問題として規則を制定して処理するよう、その権限が許可されている。(第七条後段)

さて、われら日本人は自然人としての思想しかもっていないはるか遠い時代に、彼等は如何なる方法で法人格を与えたのか。

##### 2. 管理委員会の設置と法人化

###### (1) 管理委員の指名

「われらはわれらの敬愛する、騎士・法務長官ギルバート・ゼラルド、紳士ウイリアム・セラルド(外四名略)を、ミドルセックス、ハローラーの町にあるジョン・ライアンの無月謝学校の、財産や器物の保管者

、管理者として選定し、指名し、委託し、任命したことを全国民に告知し、この勅許状によって選定し、指名し、委託し、任命する」(第三条、以下勅許状は条文の番号のみを記し、規則、細則と区別する)とあるように、先ず複数の人間を指名して合議制の管理委員会を構成する。

ついで委員は終身職(第三条の後半、第四条)であること、委員が欠員となつた場合「残つた委員が保管者、管理委員の地位に教区内の適任者を選ぶこと」(第五条)、期間は二八日以内に選ばるべきこと(規則一四条)、なお欠員補充が六週間も打捨てられた場合は、ロン・ジョン・ジョンが適任者を指名することは合法的である(第五条)とし、委員の欠員は許されないことを規定している。

###### (2) 法人格の付与

管理委員らは「ジョン・ライアンの無月謝学校の財産・収入・器物の保管者管理者の名称のもとに、永久に法人化され、設置される」(第三条後段)とあり、法人化は女王の命令による。

管理委員らはその任務遂行上「この勅許状又はその一部に許されてゐる、管理委員の事業・記録その他に共同印章(正式な法人の行為の証拠)を使用することを許可する」とし、又法律上の訴訟をおこし、おこされる等、裁判所の法廷にたつ権能が、女王の命によつて許可されている(第六条)。以上の如く法人化は女王の命令によつて許可するという形をとつてゐる。

イギリスでは、前にも述べたことがあるが法人格の法的承認は二つの方法によつてゐる。

一つは、国王の勅許状による。

一つは、国会の制定法による。〔註52〕

ハロー校の教育法は勿論この第一によつてゐる。

では、ここに使用されている管理委員 Governor 法人 Corporation という言葉はいつ頃から使用されているのか。これを調べることによっていつ頃、どのような必要性のもとに、このような立法上の工夫がなされたのか、推定できると思われる。

### 管理委員

オックスフォード辞典、同項の 4、に

「當造物、学会、協会等の支配者をさす、今は主に学会の長のみに使用され、或は慈善団体の場合には管理団体の各委員をさす職名である」とし、最初の使用例として、一三八六年チャーチ・カントンベリー・物語の文中、第二例に「一四二七年 J. B. ヒース著、ロンドン市の食料品組合の諸記録」に見えるとしている。このことは既に組合の管理体制が整っていたこと、委員の公の名称が正式に決定していたことを示している。

### 法人

オックスフォード辞典、同項 1、に

「法人を設立する行為、法人として認められること」とし、この意味の最初の文例として、一四三九年ヘンリー六世（一四二二—一六一）時代の議会記録「プリマスの町の法人化に関するもの」が挙げてある。

これはプリマスの町（デヴォンシャーの商港）の歴史にいう「一四二年住民は（自治都市になるための）勅許状を請願した。その勅許状は一四三九年許可されているが、これはイギリス国内で町が国会の制定法で法人化された第一号であった。」〔註53〕といふ記述に相対するものである。ここではわざわざ国会の制定法でとことわってある。では勅許状だけで法人化された団体があるのではないか。

### 死手免許

第九条を見ると、死手譲渡法に対する特別許可、すなわち死手免許が許されている。死手譲渡法は一二七九年の制定法である。不動産を宗教団体や慈善団体に譲渡した場合は、永久に他に譲渡出来ないことを決定した法律である。「この原則が導入されたのは、土地を法人へ贈与することが、土地保有条件に対する領主の権利を害したからである。法人は、けつして死ぬことはなかつたし、重罪を犯すこともなかつたし、未成年者であることさえできなかつたし、結婚することもできなかつた。自然人の生活におけるこれらの出来事は、封建領主にとって有利であったが、（即、土地の没収又は課税の対象とすることが出来た（筆者））、法人にはどれも起らなかつた」〔註54〕からである。法人が右の原則から免除される唯一の方法は、国王から死手譲渡法の適用を免除するという許可を受けることである。このことが第九条に明記してある。

以上のことから考えられることは、一二七九年以前に法人団体が存在し、この団体に財産を寄付するという行為が頻発し、そのため領主を不利に追いこんでいた。その対応措置としてこの法律が制定されたことを示している。

さて、第一章のカレッジの項で述べたように、大学内のカレッジで「法制上」も「実際上」もカレッジとして最初のものはマートン・カレッジで、それは一二六四年のことである。一三世紀半ばには、法人という思想とその実態が既に完成していたということを、容易に知ることができる。

個人がもつ自然人としての長所を、複数で構成する委員会に組織し、一定の目的をもつ事業の恒久化をはかるうとする強力な意欲は、こ

の委員会に法人格を与えるという思想にまで成長してきた。この考え方はまた土地の保有権の移行とも関係が深いと思われる。

### (3) 管理委員の手当

委員会の例会は年二回（規則第一二条八項）とし、復活祭（三月二一日またはそれ以後の満月の次の第一日曜日）の前週の会合（規則第二条）では、監視人からの会計簿提出、委員による監査が実施される。（規則第五条）

委員のこの「ご苦労に対し、年々一三シリング四ペニスの支払いが許される」（規則第一二条八項）としている。六名分で四ポンドである。

また委員会の会合のための昼食代は、全員につき一回一三シリング四ペニスである。

以上の支出をクラレンドン報告書にある一八六〇年度の決算書によると、委員の報酬として四ポンドの支出が記録されている。二五〇年間握置かれている。

会計検査用昼食代は一八ポンド三シリング六ペニスとなっているが、これは時価による止むを得ない値上りのためである。（第6表参考照）

以上の費用の外、集金人の報酬・旅費全部集計して、管理の人事費は六六ポンド余で、全支出一二六九ポンド余の五%を占めている。これをウインチエスター、イートン校の管理部門の人事費と比較すると、大きな開きがある。これは調査委員会の報告書に記載されている通りである。（次項）これは当然管理委員会の在り方として問題となる。パブリック・スクール法に発展することとなつた。

### (4) 管理委員会の改組

パブリック・スクール法の施行（一八六八年）

ハロー校の管理委員会は出発当時のまま約二五〇年間そのままの機構で運営されてきた。管理部門の費用は僅か六六ポンドで、学校財産からの支出金の僅か五%である。

さて、一九世紀に入ると国民教育への関心は急に高まり、イギリス国教会派以外の教会を主体とする。「英國と外国学校協会」は一八〇八年結成され、続いて一八一年にはイギリス国教会派は貧民のための「国民教育協会」を結成し、学校創立を促進した。

国民教育協会の経営する学校数は

一八一二年	五二校
一八一三年	二三〇
一八一五年	五六四
一八三〇	三、六七〇
一八三一年	〔註55〕

と急増している。これは現在も特志団体立学校の中心をなしている。

政府の学校建設補助は一八三三年から支出されるようになり、

一八三三年	一一〇、〇〇〇ポンド
一八四七年	一〇〇、〇〇〇
一八五一年	一五〇、〇〇〇
一八五七年	五四一、〇〇〇
	〔註56〕

と急増し、国民教育制度整備への要求はいよいよ高まってきた。

イギリス議会はこのような情勢のもとで、国内の学校の実態調査に着手することとし、先づクラレンド調査委員会を一八六年出発させた。委員会は第一表にかけた代表的な九校の、学校管理・教育内容・教育費等の詳細について調査し、その結果を報告したのは一八六四年のことである。この報告によると、学校管理の方法、従つて学校管理部門の費用に大きな差があることがわかつた。今この報告書にある

### ワインチエスター・カレッジ

一八六〇年度 収 入 一七、六二二ポンド余

支 出 二〇、〇九八

内委員報酬は

八、三四八

教会と学校の管理に当る学長と十名の評議員の報酬だけで、全支出の約四〇%を占めている。学校には莫大な財産がある。土地つき家屋一三五戸、その他土地・農場・領地等があつて、直接この管理に必要な巡視・集金等の使用人の人件費を加えるともっと高額となる。

〔註59〕

イートン・カレッジ

一八六〇年度 収 入

一三、二一九ポンド  
一四、四二七〔註60〕

支 出  
臨時収入

六、六四九

内委員報酬は

七、六五三〔註61〕

管理に當る学長と七名の評議員の報酬は、經常費から約一、〇〇〇ポンド、臨時収入の全部が支払われ、会計額は全支出の約四〇%に当る。この外に財産の巡視・集金等に當る使用人の人件費を加えるところに多額となる。

次に委員である学長の条件としては、神学修士・文学博士の学位、聖職位をもつこと、三〇歳以上のイギリス人でイートン校の奨学生であったこととなつてゐる。評議員もほぼ同様の条件があり、共に終身職である。〔註62〕以上の条件をみたし得る人は極めて少く、従つてこの管理委員会は極めて閉鎖的である。

パブリック・スクール法の制定（一八六八年）

以上の二校は創立以来教会に付属し、学長以下評議員の任務は、教会の經營、財産の管理、学校の校長・助教師を任命し、学校經營を順

調にすすめることである。

しかし今や学校は、國民教育上重要な使命をもつパブリック・スクールとして偉大な成長をとげてゐる。将来は学校を完全に教会から分離し、管理委員も新しい観点から選出し、公の教育機關としての運営に當るべきではないか。この考え方方が議会の大勢を占め、一八六八年パブリック・スクール法の制定となつた。

### ハロー校の新管理委員

ハロー校ではこの法律を一八七四年から実施し、管理委員は從来の六名の定員から一二名に増員された。委員の選出は、從来の地域代表は五名に制限され、新たに学会代表が加られ、その結果委員会は一段と強化されることとなつた。

- 1、地域代表委員 五名
- 2、オックスフォード大学代表委員
- 3、ケンブリッジ大学代表委員
- 4、英國學士院代表委員
- 5、大法院代表委員
- 6、校長
- 7、助教師代表委員 二名  
合計 一二名〔註63〕

### 3 学校財産の設定と管理

#### (1) 財産寄付の許可

ライアンは彼の意図を実現し、施設の維持のため「多額の財産を寄付しようと決心し（第一条）」、この寄付申入れは女王に許可（第二条）された。即個人の財産保有権をハロー校管理委員会という法人団体の保有に移すことを女王が許可し、このことは広く国民に告知され

ている。

同時に税法上の優遇措置も許可されている。騎士上納金の免除（第九条）、死手免許（第九条）、勅許状の無料交付（第一一条）である。

## (2) 寄付財産

寄付財産はイギリス王国内にある領地、家屋敷、土地、賃食料、教区牧師領、一〇分の一税、地代、収入その他の財産」とし、その年収は平均百ポンドと評価されている（第九条）。さらに具体的にあげると「自由保有と賭本保有」（規則第一条）に属するハローにある三〇エーカーの外、六ヶ所に散在する凡そ五一四エーカーの土地、家屋、山林である。〔註64〕このうちミドルセックスのキルバーン、マリルボーンの土地収入は街道修理費にあててある。（規則第一二条六項）今、一六一〇年の収入を示すと

学校用財産収入	一一〇ポンド
街道用（マリルボーン）	一六
同（キルバーン）	一一〇
計	一四六〔註65〕

ハロー校の土地台帳、一八六〇年度収入、支出決算書は第4—7表の通りである。

## (3) 財産の管理とその方法

### 監視人をおく

財産の管理権は改めて管理委員会に与えられ（第九条）、税法上の特権も与えられた。この財産をどのように管理し、慈善施設の目的を達成させるか、その実施方法として先づ管理委員の中から、二名を選び監視人とする。その任期は二年とする。（規則第二条）

その任務は財産の監視、土地使用が契約通りすすめられているかど

うか、校長と助教師の指導、奨学生の学習は順調かどうか（同三条）、全収入の受領と規定された支出（同四条）、会計簿を整理し管理委員会の監査を受ける（同五条）、金庫の鍵の保管（同七条）、共同印章の保管と使用（同九条）、二年か三年に一回全土地財産の巡視（同二八条）、小作人への注意（同二六条）指導をする等、事業の中心となる。

税法上の特典のうち「騎士上納金」とは、騎士が封建君主から土地を与えられ、その代償として課せられた軍務に服する義務がある。この義務を免除してもらうための上納金である。

勅許状の無料交付、勅許状は個人又は法人団体に特殊の権益を確保するためのものである。その利益の質と量に応じ年々一定の金額を王の金庫に納入するのが原創である。この納入金の免除である。

## 土地の保有

イギリス法では土地の完全な所有権は国王以外の何者も持ち得ない。土地保有者はその土地を間接又は直接に国王から保有していると見られる。ライアンの寄付した土地も、彼が規則のはじめに書いているように「自由保有」と「非自由保有（賭本保有）」に属する二種類である。これは封建的土地保有から現代の自由保有に至る中間過程を示している。

ノルマンディ公ウイリアムは一〇六六年イングランドを征服し、武功のあつた者にそれぞれ封土を与えた。一〇八六年全土にわたって調査したドムズディ土地台帳に見える農民階層は第3表の通りである。九〇%に近い不自由農民の地位は時代と共に上昇し、封建的土地所有から土地は次第に農民や商人の保有に帰してゆくのであるが、この過程はイギリス社会の近代化を知る重要な鍵でもある。今は一六世紀葉

である。

### 自由土地保有

これには四つの主な型があつて、これを区別する特色は土地保有から提供すべき奉仕の性質である。

第3表 ドムズデー土地台帳の農民階層

	記録された総数	100%
自由土地保有農	283,000	
自由農	11,400	4
ソーケマンニー	23,000	8
不自由農(農奴)		
ウイラニー	108,500	38
コッター(小屋住農)	89,300	32
ボーダリー	82,600	
コッタリー	5,000	
コスセット	1,700	
奴隸	25,000	9
その他		9

〔註〕新井嘉之作著、イギリス農村社会経済史  
61頁から引用、詳細は61—6頁参照のこと。

### 非自由土地保有(賄本土地保有)

中世領主の領地経営方式は、一部は直営地とし、一部は農奴保有地とし、農奴はその保有地の耕作で生活していた。領主の直営地に対しては週何日かの賦役の義務があり、その上身分上にも多くの制限があったので隸農とも呼ばれていた。彼等は国王の裁判所による保護は受けたことが出来ず、領主のマナー(領地)裁判所のみで保護された。彼等の土地保有条件は領主の裁判所の記録のみによっているので、賄本土地保有ともいう。これらの保有者の労働奉仕は、一四・五世紀中にひろく金銭支払いに換算され、貨幣地代の時代に入る。

一三八一年、ワット・タイラーの乱(領主の封建的反動に対する農民一揆)の要求項目の中に、農奴制の全廃、慣習小作人の一エーカー当り四ペニスの固定地代を負担する定期小作人への解放がある。〔註66〕これは当時の土地保有条件の改善の方向を示している。

では、このような動きはいつ頃から始まり、農民に有利に転換していったのだろうか。最近の研究によると、一二七九年には領主がそのまま直営地を貸し出し、西部グロスターширでは一三世紀末、農奴保有地が貨幣地代による保有に転化される例が続出しているという。〔註67〕黒死病(一三四七—五一、一三六一)による労働人口の激減、農奴の逃亡等は貨幣地代化を促進することになった。

以上で明らかに、保有条件の移行は一三世紀中頃から急速に早まっている。これは法人、管理委員、カレッジの項で考察したその起源の時代とほぼ一致している。

時代はさらに進展し、一六世紀にはこれらの者も国王の裁判所の保護を受けることになり、一九世紀の各種立法はこの土地保有を自由土地保有に転換することを容易ならしめ、最終的には一九二二年の財産法は、それの強制的廃止を規定した。〔註68〕

騎士奉仕 土地保有者から軍事的な奉仕  
自由寄進 宗教的な奉仕  
軍務奉仕 個人的な奉仕  
鋤奉仕 地代の支払い

一六六〇年土地保有法が制定されて以後は、この四つの型は鋤奉仕の土地保有に転換され、地代の形で支払えばよいことになった。ハローワークでは騎士奉仕を免除されていたので、自由土地保有に属する收入は、全額学校の収入となる。

「農地を借りてゐる農民は……その借入れ期間中土地の属する領主への免役地代を支払うものとする」（規則第一三條後半）とある。「免役地代」は、さきに述べた農奴の賦役に代つて支払う小額の代価のことである。

#### (4) 信託財産収入の使用目的

管理委員会の所有となる全収入は、校長と助教師の報酬、財産の維持その他学校規則並びに細則に示された目的のために使用される。

（第一〇条）ライアンが示した公認の支出は二段階としてある。第一はライアンの後継者があつた場合（規則第一一条）、第二は妻も没し後継者もいなない場合、即財産全部が学校の所有となつた場合である。（規則第一二条）

しかし、運営は委員会の態度によつて拡大も縮少も出来る。創立二百年間は慈善団体の色彩が強く、余剰金は病人の救済、寡婦への援護、教会の修理、パイプオルガン購入資金援助、養老院等の建設にも支出されている。学校をやめて徒弟入りする者の支度金として支出されたのは一六四九年、その後学校規則で制度化されたのが一六五二年、第六表の一八六〇年の支出に徒弟への祝儀に二〇ポンドが見えるが、これは一八七四年まで続けられている。〔註69〕しかし、一方では住民の監視にも厳しいものがあつた。

#### 管理委員会告発さる

無料の奨学生は地元ハローの町に与えられたライアンからの恩恵である。学校発足當時四十名いた奨学生は、一七三九年十四名〔註70〕に減員されている。これは農場経営の失敗に続き、コックス校長（一七三一—四六年在職）が酒におぼれ經營を誤つた為である。生徒数は一七八年一四四名（外来生徒一〇四名）いたのに今や四十名にまで落

ちこんでしまつた。その後新校長のもとで生徒数は次第に増加（一七〇年二三二名、第8表）するが奨学生は増加せず、自費生のみが急増した。住民の不満が爆発する時を迎える。

バトラー校長（一八〇五一—二九在職）時代、生徒数は三五〇名（一八〇三年）にも達しているのに奨学生は不當に少い。住民の申請によつて法務長官は、管理委員会を高等法院に告発することになる。その理由は、委員のある者が正当に選出されていない、学校財産の管理が適当でない、学校規則に反し外来生徒が不當に許可されているというのである。〔註71〕奨学生数は一八一六年僅かに三名、二年後は十名であつた。〔註72〕

この数が是正されるのはヴォーン校長（一八四五—六〇在職）時代である。一八六一年の記録では三十六名にまで復活している。

#### 〔註73〕

#### (4) 学校規則の制定権

「いかなる学校規則が制定されようともわれらはそれを許可し、この学校規則は永久に如何なる外力からも侵ざることのないことを、この勅許状によつて命ずるものである」（第七条後半）。施設の運営は時代の進展に合致する柔軟性がなくてはならぬ。そのため管理委員会に学校規則の制定権が与えてある。その権限は校長・助教師・奨学生に関する命令・指導のための規則、報酬・手当の決定、土地・家屋の賃貸料の決定、次は貧乏な人々の救済に関する具体的な方策全般についてである。

沿革史に見る通り、最初の大英断は初等学級を切り離し、六村落に無料の初等学校を設置（一六六〇年）したこと、その外徒弟に出る者への祝儀、寡婦や貧乏人への救済金の支出等、ライアンの遺志を貫して守り、委員会は諒意を加えていない。それは彼等の手当が三百年

間一三シリング四ペンスのままであることも見ることができる。

#### 4、学校運営

##### (1) 校長・助教師に関する規定

###### (A) 任命

「一人の校長と一人の助教師をもつグラマー・スクール」（第一條）の校長・助教師の任命権は管理委員会が持っている（第七条）。もし欠員ができる一ヶ月以内にその補充ができない場合には、「ロンドン僧正が彼の最も明敏な判断に従つて……青少年に最も良い教育を施し得る学者を、その職に任命することは合法的である」（第八条）と、非常の場合の措置も規定している。

###### (B) 資格

学位 校長は「文学修士以下の学位ではない充分な能力をもつ人物」を、助教師には「文学士以下の学位ではない人物」（規則一〇条）と規定している。

未婚者特に注意すべきことは、校長・助教師の条件として未婚者であることが要求されている。もし結婚しようとする時は、彼が管理委員の多数からその地位に相応しくないと判断された時と同様、退職を迫られる（規則一五条）。

この規則が改訂されるのはホーン校長（一六六九一八五在職）時代で、彼は管理委員会の許可を得て結婚している。彼はイートン校から輸入された最初の校長である。「註74」イートン校の教師も学校規則で独身制をとっていたが、「註75」ここではスマズ学長（一五三五一四七在職）が最初に妻帯している。「註76」イギリス国教会で僧侶の妻帯が許可されたのは、一五四九年（註77）のことである。

###### (C) 信仰

信仰については明瞭な規定は見当らない。ラグビー校の場合は校長・助教師全員はつきりイギリス国教会派のプロテスチント（新教徒）であることが規定されている。「註78」しかしハロー教区内で、学問ある神意にみちた年三十回の説教を行うこと、説教者は校長又は代理牧師として、説教者に年間一〇ポンド（一回の報酬六シリング八ペンス）支払うことが規定されている（規則第一二条二項）。

次に日曜日と祭日には校長は説教せねばならないが、その時使用する教義問答は、カルヴァインやノーエルのものを使用せよと指定されている。カルヴァイン（一五〇九一六四）がスイスの宗教改革を指導し、プロテスタンティズムを確立した人物であることは今更説明を要しないであろう。

アレキサンダー・ノーエル（一五〇七？—一六〇二）は、ブレーズノーヴ・カレッジ（オックスフォード）で教育を受け、後にウェストミンスター・スクールの教師、僧会員となり、メアリ女王時代にはストラスブルグに亡命していた。ここで清教徒となり、長老主義派となつた。

エリザベス女王時代になるとすぐ帰国し、女王に重用された。一五六〇年セント・ポールズの本寺長となり、四十二年在職している。彼はプロテスタンティズムの教義にもとづいて教義問答を書いた。印刷されたのは一五七〇年のことである。「註79」

これで見ると当然イギリス国教会派であることが要求されていると見るべきである。

###### (D) 罷免

さきにあげた未婚規定と、「校長が着任半年以内に管理委員の多数から、校長に要求される誠実さ・信仰心・学問・分別・勤勉・節度の点で欠けると判断されるならば、辞職が要求される。助教師も同様で

ある。」（細則第一条）

(E) 報酬

ライアンが意図した学校は、教区外の「外来者」も入学させる大規模学校で、校長の報酬も最高としたい考えであった。次に当時の校長の報酬を列举する。

セントポールズ校長	三四ポンド	一三シリング	一四ペニス
ウェストミンスター校長	二七	一一	八
ハロー校	二六	一二	四〔註80〕
イートン校	一一	一二	○
			（支給される衣服食費を換算し算入したもの。）次に一八六〇年度の収入比較

ハロー校	六、二八八ポンド	〔註81〕
イートン校	四、五七二	〔註82〕
ラグビー校	二、九五七	〔註83〕
ウェストミンスター校	一、一七三	〔註84〕
セントポールズ校	九〇〇	〔註85〕

校長の報酬は、寮を経営する場合その収入は特に大きくなる。ハローハロー校の場合には群を抜いている。

(F) 校長任免の功罪

① 龍免

マーティン校長（一六六八一九）

ジョンソン校長が突然辞職し（一六六八・一一・二）管理委員

会は調査不十分のまま、三週間後の同月二十五日マーティン校長を任命した。所が全委員から不適当と判定され、翌年六月十四日退職されている。〔註86〕

これは任命に慎重さを欠いた例である。

② 任命の成功

ハロー校に繁栄をもたらした校長は多いが、特筆すべきはヴォーン校長（一八四五—六〇在職）の任命であろう。彼が就任した

当時、生徒総数六十九名という最悪の時代であった。

ヴォーンはラグビー校アーノルド校長の秘蔵弟子で、ケンブリッジでは古典最優秀卒業生、若冠二十八才でハロー校に招かれている。彼が如何に傑出した校長であったかは、次の生徒増加が物語っている。

一八四四年

六九名

一八四五

一一

一八四七

三一四

一八五九

四八八

一八六〇

四九〇〔註89〕

彼はハロー校経営にラグビー校方式を採用し、ハロー校を蘇させ、自身の名と共に恩師アーノルドの名声も高めた。彼の教

コックス校長（一七三一一四六）

彼はブリアン校長（一六九一—一七三一在職）時代の助教師だった。校長に任命されて後は、その生活は乱派となり酒びたりとなり、外来の自費生は急減し、財政状態も悪化した。選学生四十名を百年余維持してきたのに、今や減員せざるを得なくなつた。一挙に十四名（一七三九年）に減員した。さらに有力委員チャンドス公が翌年辞任し、管理委員会は益々その無能をさらけだした。コックス校長の乱派は一七四六年まで続き、彼は負債のため遂に姿をくらませた。学校は荒廃の極に達し、前校長時代一四四名（一七一八年）〔註87〕いた生徒は、開校以来最悪の四〇名にまで落ちこんでいた。〔註88〕

育事業については改めて章を設けたい。

(2) 生徒に関する規定

無料の奨学生

この学校の生徒数は管理委員会が定め（規則第一二条五項）、地元からの無料の奨学生は、校長の内申にもとづき管理委員が決定する。

（規則二〇条） 奨学生は男子のみとする。（細則一六条） この学校に入学させようとする父母の心得は、細則一八条に六ヶ条掲げてある。

自費生

「校長が適当と判断ししかも収入増加をはかり得る生徒（自費生）の総数は、管理委員の分別によりその都度決定される。（第一二条五項）この生徒については「月謝を徴収してよい。」（細則三条）生徒数の変遷は第8表の通りである。

学費

次に一八六〇年の奨学生、自費生の負担額を示す、何れも通学生である。

四一ポンド 五シリング

内訳、年間月謝一五ポンド、校費五ポンド、個人指導教師へ一五ポンド、数学、仏語、独語教師へ六ポンド五シリング

一七〔註90〕

（内訳、個人指導教師へ一五ポンド、校費半額 二ポンド一〇シリング、入浴費七シリング）

（個人指導教師、一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて、学年生徒の反抗事件が続出している。この時代ラグビー校長に赴任したアーノルドは、生徒指導対策として個人指導教師制度を確立した。これは

また良教師招へい策でもあった。生徒は入学と同時に個人指導教師を選び卒業まで師事する。教室外のあらゆる指導—予習・復習は勿論生活全面の指導を受ける。このため年一五ポンド（委員会許可）の月謝を別に納入する。これによって教師の収入増もはかった。ラグビー校は面目を一新した。この方法は現在もイギリスの私立中学校の教育の中で生かされている。）

(3) 特別奨学生に関する規定

両大学におくる四名の特別奨学生には年二〇ポンド用意し、一名に五ポンド支給する。ハロー校卒業生から選び、最高八年間 在学し得ること（規則第一二条四項）、もしハロー校に該当者がいない場合ケンブリッジ大学内から適当な学生を推せんしてもらうこと。（規則第一七条）入学の時期は「特別奨学生の部屋が空室となつた場合」（規則第一九条）である。

この特別奨学生はその後人員が増加され、一八六〇年の現状は次のようにある。

1、学校財産収入から、一名三〇ポンド四年支給、六名分と半期分計一九五ポンド

2、セーヤー氏奨学金 二名五〇ギニー一宛四年支給 一〇ポンド  
3、ニールド氏奨学金 二名三〇ポンド宛三年支給 六〇ポンド  
4、グレゴリー氏奨学金 一名百ポンド四年支給 一〇〇ポンド  
5、スペンサー氏奨学金 一名三〇ポンド三年支給 三〇ポンド  
（内訳、計 十二名半 四八五ポンド〔註91〕

(4) 学年編成 教育課程

最下級として初等学級をおき、一年級から五年級までに編成する。使用教科書、日課表、日曜祭日の教会行事遊び等については細則第六条以下一〇条までに詳細に規定している。

校長は三、四、五年級を担当する。

助教師は初等学級、一、二年級を担当する。

以上の教育課程は一三〇年間も続けられ、サッカレー校長（一七四六—六〇在職）時代に改訂されている。この時代（一八世紀中頃）になるとラテン語にかわってフランス語が國際語となり、フランス語、イタリア語、ダンス、音楽の私塾が続出する時代となり、教育課程にも大改訂が加えられねばならぬ時代を迎える。

### 六年級の新設

イギリスの中学校の最上級生は、通称を「六年級」と呼ぶが、ハロー校にこの学級が創設されたのはヒース校長時代の一七七五年のことである。「註92」

### 初等学級の創立

一六六〇年、ハロー校管理委員会は六名の婦人教師スクール・ダームを任命し、各部落に配置した。これはハロー校の生徒数が漸増し（一六八一年鑿学生四〇名、自費生八〇名、計一二〇名）〔註93〕助教師の負担が大きくなつたからである。その報酬は年四ポンドとし、管理委員会が負担する。婦人教師には教養のある年配の婦人がその仕事にあたり、少數の幼児に英語の読み書きを教えていた。

さて、この婦人教師の教える初等学校はいつ頃始まつたものであるか。オックスフォード辞典によると、初出の文例として一六五二年のジョン・ミスの講演選集の一文があげてある。これでみるとハローハロー校管理委員会経営の初等学校は、イギリスでも最も早い創立で、草分けであることがわかる。

ナショナル・スクール  
国民学校へ校名変更

一九世紀初頭二大国民教育運動が起つてゐる。非国教会派の英國と外國学校協会（一八〇八年設立）、国教会派の国民教育協会（一八一年設立）による慈善学校創立時代を迎える。〔註94〕

一八六〇年のハロー校管理委員会支出決算書（第六表）を見ると、  
婦人教師 二名 八ポンド ○シリング

国民学校（ハロー外四校）	六〇	○
日曜学校（ピンナー外二校）	一三	三
計	八校	

ハロー校への支出は勿論のこと、ハローの貧乏人に二〇ポンド、貧乏な寡婦へ二〇ポンド、徒弟への祝儀二〇ポンド支出し、その上以上八校に計八一ポンド三シリングの寄付をしている〔註95〕

第4表 ハロー・スクール委員会保有財産

1860年

		広さ	年間地代	20年間の 木材代金
ハローの不動産	家屋、庭園土地	エーカー 30	ポンド 325	ポンド 50
プレストン //	土地家屋	244	420	238
アルパートン //	土地	14	31	128
パーネット //	家屋、庭園土地	11	100	0
モールデン //	土地、農場小屋	146	146	16
マリルボーン //	土地、家屋	38	1,772	0
キルバーン //	土地	41	1,412	0

第5表

1860年度収入	
学校用財産収入	ポンド 1,063
3分利公債 (11,219ポンド) 利子	336
奨学金 (セーヤー氏寄付金その他)	329
街道修理用財産収入	3,411

第6表

学校関係支出 1861年3月25日で終る1年間		
管理委員報酬 (6名分)	ポンド 4 0 0	免役地代
校長の報酬	30	学校の温湯給水施設費
教頭の報酬	24 8 4	財産税
// 住宅料	25	用務員報酬
代理教師報酬	25	校長用石炭料
弁護士報酬訴状調製費	37 1 8	試験官への謝礼
書写教師、司書報酬	16 13 4	会計検査用昼食代
特別奨学生へ	195	寺男へ謝礼
婦人教師 (2名物)	8	抵当 2,000ポンドの利息
ハローの貧乏な人々へ	20	抵当請出し費
ハローの貧乏な寡婦へ	39	賞品用書籍代
ハロー国民学校へ寄付	30	用務員用ほうき代
ピンナーの日曜学校 ク	10	屋根修理費
ウェムブリーの 国民学校	10	郵便料その他
ケントン ク	10	監視人巡視費
グリーンヒル ク	10	集金人報酬
モールデン ク	3 3 0	慈善委員会へ
徒弟へ入る者へ祝儀	20	合計
道路修理費	4	1,269 7 7
火災保険料	43 1 0	特別奨学生賞はい 賞品費支出し
		249

第7表

## 道 路 修 理 費 支 出

テームズ河以北首都道路委員会へ	ボンド 3,000 8 17
集 金 人 報 酬	136 6 10
そ の 他	186
合 計	3,322 16 3

注 第4—7表、クラレンドン報告書、第2巻 PP 269—271から引用。

第8表

## ハ ロ ー 校 生 徒 数 の 変 遷

年 代	奨 学 生	自 費 生	合 计
1615年	40		40
1682	40	80	120
1718	40	104	144
1739	14		
1746	14	26	40
1753	14	116	130
1760	14	66	80
1770	14	218	232
1803	14	336	350
1816	3		
1818	10		
1825	17	240	257
1844	14	55	69
1845			117
1848			342
1860	36	450	486
1861			492
1962			653

注 下記諸書から引用して作成した。

E.D. Laborde : Harrow School. 1948.

Clarendon Report. 1864.

T.W.Bamford : The Rise of the Public Schools. 1967

### 第三章 ハロー・スクールの勅許状

#### 一、ジョン・ライアンの勅許状 [註1]

神の恵みにより、イギリス、フランス、アイルランドの女王、信仰の擁護者エリザベスは、この勅許状に關係する諸子に挨拶をおくる。

##### 1 ライアンの意図

われらが忠良なる民、ミドルセックス県ハロー教区に住むわれらが忠良なる臣、ヨーマンの地位にあるジョン・ライアンは、神意にみちた慈善事業をおこしたい念願から、ミドルセックスのハローの町に、この教区内の少年や青年の永久の教育、訓育、教授のために、ここに新たに一人の校長と助教師をもつグラマー・スクールを永久に創立し、建設しようと決心し、さらに寛大にもケンブリッジとオックスフォード両大学に、二人づつの奨学生をおくる為の財産を寄付しようと決心した。さらにエソジウェとロンドン間、或はその他の街道を彼自身の負担で修理し改善しようと決心した。さらに(無料の)奨学生がこの教区で、恩恵と激励のもとに勉強できるよう、多額の財産を寄付しようと決心した。このすばらしい手本の提供に今後多くの人々が見ならうよう、願つている。

##### 2 無月謝学校への寄付許可

われらの特別のはからい、確かな知恵、われら自身の一一致した意志により、われらの後継者も、ジョン・ライアンのつましやかな請願、すなわちハローの町のグラマー・スクールを、青少年を永久に教育するためのジョン・ライアンの無月謝学校〔註2〕とする願いを、こゝに許可し命令する。

一人の校長と一人の助教師をもつ学校を、われらはこの勅許状によって永久に設立し、任命し、創立し、建設するよう命令する。

さきに述べた計画をより効果あらしめるために、学校維持のため許可され、委託され、指定された土地、家屋、賃貸料、収益その他の財産が、学校維持のため一層よく管理されるように、われらは今後六名の分別ある誠実な者が、ハローの町のジョン・ライアンの無月謝学校の、財産、収入、所有物の管理委員となることを命ずる。

##### 3、管理委員の指名、法人格の付与

われらはわれらの敬愛する騎士、法務長官ギルバート・ゼラルド、紳士ヴィリアム・ゼラルド、ウェムブリーのジョン・ページ、サドベリーのトーマス・ページ、ピンナーのトーマス・レディング、ウッドホールのリチャード・エトリンを、ミドルセックスのハローの町にある、ジョン・ライアンの無月謝学校の、財産や器物の保管者管理者として選定し、指名し、委託し、任命したことを、全国民に告知し、この勅許状によつて選定し、指名し、委託し、任命する。

同じ管理委員らはその生涯を通じ、またこの勅許状でハローの町のジョン・ライアンのこの無月謝学校の財産、収入、器物の管理委員として、善良で誠実な代理者、その地位の実践者としての後継者は、今後その行為・事実・その氏名が、ミドルセックスのハローの町のジョン・ライアンの無月謝学校の財産・収入・器物の保管者、管理者の名称のもとに、永久に法人化され、設置される。

この勅許状によつてわれらは、これらの保管者管理者とその後継者を、ミドルセックスのハローの町のジョン・ライアンの無月謝学校の、財産、収入、器物の管理者として、法人格を支える。

そしてこの勅許状によつて、われらは同じ名称のもとに実際完全に継続するよう、法人を創立し、つくり上げ、命令し、設立し、開設す

る。

#### 4、管理委員の永久的継続

わかれら及びわかれらの後継者はこの勅許状によって、同じ保管者、管理者及びその後継者を、ハローの町のジョン・ライアンの無月謝学校の保管者、管理者の名称のもとに、永久的後継者たることを命じ許可する。

またその名称のもとに管理委員は、ジョン・ライアンとその後継者又は選任された者も、わかれら又はその後継者と同様、法律上、商品、家具、マナー（領地）、土地、家屋敷、牧草地、草地、賃貸料、財産、収入、世襲財産を保持し、購入し、受領する人格をもつことがで

#### 5、管理委員の後継者の選任

わかれらはわかれらの嗣子又は後継者にかわり、この無月謝学校の財産収入、器物の管理者が死亡した場合、その後継者として他の適当な分別ある人を、ハロー教区内から選び指名することは合法的であることを、この勅許状によって命令し、布告する。このことはその都度この通り行われるべきである。

この学校の財産収入の保管者管理委員の地位に教区内の適任者を選ぶのを、その死後六週間も拒み又は遅延させた場合、この勅許状の意図に反し保管者管理者の怠慢の故をもって、ロンドン僧正が故保管者管理者にかわる他の適任者を選び、指名し、任命することは合法的である。このことはその都度この通りにすべきことが要求される。

6、管理委員は印章をもち、訴訟をおこし又おこされる、権能をもつわかれらはわかれらの後継者にかわり、この勅許状によつて、管理委員及びその後継者に、彼等が今後この勅許状又はその一部に記されている管理委員の事業、記録その他に、「モニシル」〔註3〕を使用することを許

可する。

前述の管理委員とその後継者たちは、ミドルセックスのハローの町のジョン・ライアンの無月謝学校の財産、収入、器物の管理委員の名称のもとに、法律上の訴訟、職務、法廷において、又わかれらの後継者の訴訟、職務、法廷において、又イギリス王国内におけるいかなる治安判事・判事・教会・世俗の如何なる場合においても、すべての訴訟の申請、告訴状、訴訟において、訴訟事実を申したて又は申したてられ、告訴しまだ告訴され、弁護し又は弁護され、答弁し答弁される権能をもつてゐる。

管理委員が処理し実行し受領するこれらの目的のために、彼等は前に述べた法廷又は治安判事、判事の前で、このイギリス王国内で人々が法律上可能なわかれらの臣下の者と同様、行動することができる。

#### 7、校長、助教師の任命権と学校規則の制定権

わかれらは満腔の寛大さと確實な知恵と全員一致の見解のもとに、この勅許状によつてジョン・ライアンに、この学校の一人の校長或は子どもたちの指導者と、一人の助教師を指名し任命する権能と能力を与える、許可する。校長、教師が欠員となつた時も同様とする。

そして、ジョン・ライアンの生ある限り、校長、助教師、選学生の命令、支配、指導のための、適正で健全な学校規則と命令、校長と助教師の報酬と手当、学校に関する諸事項、学校財産の賃貸料、収入、世襲財産に関する命令、取締り、維持管理に関する書類を、作成する権限と能力を持つことを許可する。

いかなる学校規則が作成されようとも、われらはそれを許可し、この学校規則は永久にいかなる外力からも侵されることのないことを、この勅許状によつて命ずるものである。

8、管理委員が校長任命に失敗した場合、ロンドン僧正が代行する

われらは溝脛の寛大さと確実な知恵と全員一致の見解のもとに、われらの後継者にかわり、ジョン・ライアンの死後は前述の管理委員及びその後継者に、この学校の校長、助教師が欠員となつた場合、校長、助教師を指名し任命する権能を与えることを、この勅許状によつて許可する。

ジョン・ライアンの死後、この学校の校長、助教師の席がその死亡、辞職その他の理由で欠員となり、空席ができる後一ヶ月以内に、前述の管理委員及びその後継者が、この勅許状に示された真の意図に従い、他の適当な学問ある人物を校長、助教師の職にかわつて実施するよう指令し任命しない場合、管理委員及びその後継者の怠慢の故をもつて、ロンドン僧正が彼の最も明敏な判断に従つて、学者・学問ある者にこの学校でジョン・ライアンの決定した学校規則と規定に従い、青少年に最も良い教育を施し得る学者を、その職に任命することは合法的である。

ジョン・ライアンの死後、管理委員及びその後継者は、ロンドン僧正の忠告と同意を得て、学校のために校長、助教師、奨学生の命、支配、指導に必要な、適当で健全な学校規則と規定を制定することが出来、また権能をもつものとする。

この制定される学校規則及び規定の条件としては、現在においても将来にわたつても、ジョン・ライアンの学校規則及び規定に反するものであつてはならない。

以上の如くして作成された学校規則及び規定を、われらは許可し、この勅許状によって永遠に破らることのないことを、厳重に命令する。

9、管理委員は全学校財産に法上の管理権をもつ  
われらは溝脛の寛大さをもつてわれらの後継者にかわり、ハローの

町にジョン・ライアンが創立した無月謝学校の財産、収入、諸物の保管者管理委員及びその後継者に、ジョン・ライアンが生前宣言した学校の維持その他の使用のために、イギリス王国内にある領地、家屋敷、土地、賃貸料、教区牧師領、一〇分の一税、地代、収入その他の財産をもつ、ジョン・ライアンの後継者、遺言執行人、譲受人に、死手免許<sup>モルトメイク</sup>を与え、土地を保有し購入する法的な権能と権威を与える。

以上あげた財産は年収平均一〇〇ポンドをこえないもので、またわざらの王室、その後継者への「騎士上納金」は免除するものとする。

またジョン・ライアン、その後継者、遺言執行人、譲受人の何れにも、われらはこの勅許状の条項により死手免許を与えたので、彼等はこの無月謝学校の財産、収入、諸物の保管者管理委員及びその後継者に属する、年一〇〇ポンドの価値ある前述の領土、家屋敷、土地、賃貸料、牧師の領地、一〇分の一税、その他の財産を与え、授け、売り、譲渡することは永久に可能である。

これらの土地、賃貸料その他の財産は、前述の如く直ちにわれら及び後継者への「騎士上納金」の対象とはならないものである。

以上述べたことは、これに反する死手譲渡<sup>モルトメイク</sup>、或は他の法律、法令、命令、或は法律上の規定その他の如何なる事情、原因、事件があつたとしても、またそれが如何に作成され布告され準備されたとしても、変更されることはないものとする。

#### 10、信託財産収入の使用目的

今後無月謝学校の財産、収入、諸物の保管人管理委員の所有となるすべての賃貸料、収入は、この学校の校長と助教師を維持するため、ジョン・ライアンが生前書き残した学校規則と細則に含まれる使用と目的のために、使用さるべきであつて、その他の如何なることにも使用されなければならない。

## 11、この勅許状は無料交付とする

われらはこの文書によって管理委員とその後継者に、われらのこの必要な形式をそなえ、必要な署名手続きを終り大英國印のある勅許状を許可する。そのため一切のわれらの金庫、又はわれらの如何なる使用のためにも、大小を問わず負担金又は料金を徴収しないものとする。

## 12、付則

先に述べたこと、われら及びわれらの先祖や後継者が、先にジョン・ライアン或はこの無月謝学校の管理委員に述べた、学校財産の真の正確な年間収入については、この勅許状で明らかにしてはならない。如何なる法律、法令、命令、法律上の規定、宣言、制限、或は他の事情、原因、事件によつても、以上述べたことに反して、作成され布告命令され、準備されないものとする。

エリザベス女王の一四年二月一四日（一五七二年）

## 二、ジョン・ライアンの命令・規定・規則〔註4〕

神の恵みによりイギリス、フランス、アイルランドの女王、信仰の擁護者エリザベス女王の治世三三年（一五九一年）一月一八日、ミドルセックス、ハロー教区プレストンに住む、ハローの無月謝学校の創立者ジョン・ライアンは、この命令・規定・規則（以下学校規則と仮称する—著者）を作成し、この無月謝学校の土地・家屋・諸器物・所有物の管理委員が、今後以下の如く執行し管理するよう、ここに公布する。

## この法令の権威

ジョン・ライアンである私は、私の死後又は後に残っている妻ジョ

アンの死後直ちに、私の自由保有と謄本保有に属する土地・家屋の一部を、この無月謝学校の管理委員及びその後継者に今後永久に確保した。

同様に他の私の土地・家屋敷も、私と私の後継者に確保し、私の死後又は後に残る妻の死後、後継者がない時は将来の保証として、この無月謝学校の管理委員及びその後継者のために確保した。

さて私は女王の勅許状とその許可によつて、管理委員及びその後継者が、さきの土地・家屋敷を処理し譲渡し貸つける等、私が管理委員及びその後継者に確保した賃貸料・収益金を、以下に示す方法で監督し管理するよう、この命令・規定・規則を作成し、命令する。

## 1、学校規則打合せ例会

先づ私の意図は、管理委員及びその後継者が、私の死後又は私の死後、毎年復活祭の前週ハローのグラマー・スクールの校舎又は他の便利な場所で会議をもち、その会議で学校に関するすべての命令や規則を公開で朗読するよう、決定し命令する。

この席でこの規定の命令の真の意図に反する欠点が見つかったならば、最も速かに変更すべきものとする。

## 2、監視人二名の選出

管理委員は私の死後又は妻の死後の最初の会議で、管理委員に確保された土地・家屋敷・器物・所有物の監視人として、管理委員の中から二名を選出するものとする。二名の監視人の任期は特別な事情がない限り二年とし、二年後の会議で次の二名の監視人を選び、今後永久に各々二年後に同様のことを繰返すものとする。

## 3、監視人の任務

彼等の任務は、この法人団体のもつ全ての土地・家屋敷・所有物の

監視と、貸しつけた農民や使用者が契約通り実行しているか、荒廃や破壊はないか、校長と助教師がその職務を果しているか、奨学生の勉強が順調にすんでいるかを監視することにある。

#### 4、監視人は全収入を受領する

監視人は毎年土地・家屋敷の全賃貸料と収益金を受取り、この命令と規定に支出がきめてある通り、必要に応じ給料や負担金を支出するものとする。

#### 5、監視人の会計簿

監視人はその任期中イースター前の管理委員の会合で、各委員に彼等が過去一年間に受納した賃貸料・収益金、この命令に従って支払った全ての金額の、眞実で正確な会計簿を提出せねばならぬ。

#### 6、会計は会計簿に記入され金庫に保管さるべきこと

さてこの会計簿が提出され管理委員に承認されたら、その後毎年帳簿に記入し、その帳簿は校長の指定した校舎或は他の適当と思われる金庫に保管さるべきである。

#### 7、金庫の鍵の保管

さきの金庫には、この法人団体の所有する土地・家屋敷、或は法人団体に関するすべての証書・証拠書類・諸記録が保管さるべきである。さきの金庫は三箇の錠と鍵をそなえ、そのうち二箇は監視人が各自もち、第三の鍵は二年間他の管理委員が保管すべきである。

#### 8、余剰金は金庫に保管さるべきこと

監視人に作成された書類は、もし払うべき負担金や支払いに残金があれば、その余剰金は次の命令に従つて必要な支払いをするまで、ともにさきの金庫に保管さるべきである。

#### 9、共同印<sup>ヨウモンイン</sup>の保管と使用

私は管理委員に、法人団体の所有に関する文書に使用する共同印<sup>ヨウモンイン</sup>の作成を命じ、この勅許状によつて共同印<sup>ヨウモンイン</sup>が、錠と鍵の使用のもとに管理されている金庫に安全に保管されるよう、命令する。

この共同印<sup>ヨウモンイン</sup>は、全管理委員出席のもと、全員一致でなければ如何なる目的であつても金庫から取出し、使用されではならない。

#### 10、校長・助教師の選任

さきの管理委員は、私の死後又は妻の死後半年以内に、文学修士以下の学位ではない充分な能力をもつ人物を、さきの無月謝学校の校長に選任せねばならない。また文学士以下の学位ではない人物を、さきの無月謝学校の助教師に選任せねばならない。この校長と助教師は、その地位で良好に誠実に勤めるならば勤務を継続すべきである。

そしてその報酬と手当として、この命令と規則に支払うよう命令してある金額を受けることができる。

#### 11、もしライアンが後継者を残した場合の、校長と助教師の報酬

もし私の死に際し法的に正当な後継者がいる場合には、私の意志はこの勅許状にもとづき次のように命ずる。私と妻の死後直ちに管理委員とその後継者に確保された、土地、保有物の賃貸料と収益金は、全部校長と助教師を維持するための報酬、即ち校長へは報酬と手当として年間二〇ポンド、助教師の報酬と手当として年間一〇ポンド、これはあの土地と保有物の賃貸料と収益金がこれだけの金額に達する場合、支払うものとする。

以上の報酬は、私の法的に正当な後継者がいる間、従つて後継者がいなくなつて土地や保有物の残余財産が全部管理委員及びその後継者に確保されるまでは、毎年キリスト降誕祭（一二月二十五日）、聖母マリアおつげの日（三月二十五日）、洗礼者ヨハネ降誕祭（六月二十四日）、ミカエル祭（九月二十九日）の四回に分割して支払うものとする。

12、もしライアンが後継者を残さない場合の、公認された支払い

もし私が法定の後継者がいないまま死亡し、私の残された妻も死亡

し、その後継者がいない為にすべてこの土地・家屋が管理委員とその後継者に確保されたならば、私はこの勅許状によって、前条で制限した校長・助教師に支払う報酬と手当は中止すべきことを命ずる。

管理委員とその後継者は、彼等に確保された土地・家屋敷からの全ての賃貸料・収益金を受取り、この規則で支払うようきめられた報酬・手当・日当を永久に支払うものとする。

(1) 先づ第一に、保管者管理委員とその後継者は土地・家屋敷の収益金・賃貸料を収納して後、保管者管理委員によつてこの無月謝学校の校長に選ばれた学識高く分別あるこの人に、彼が学校で奨学生に教え管理する為の報酬・手当として、イギリスの純正な法賃四〇マーク(一マークは一三シリング四ペニス、四〇マークは二六ポンド一三シリング四ペニス)を、五月一日の次の日曜日と万聖節(一一月一日)に支払うものとする。また純正な法賃五マークを薪と石炭のための燃料費として五月一日支払うものとする。

次に保管者管理委員は、この学校の校長のもとに助教師として選任された適任者に、報酬・手当として前に述べた二回の日曜日に年二〇マーク、五マークは薪と石炭のための燃料費として支払うものとする。

保管者管理委員は、学校の奨学生の公用として石炭購入費五マークを、聖ヨハネの祝日(六月二十四日)から聖バトルコメオ祭(八月二十四日)の間に支出するものとする。

また保管者管理委員は木材一〇荷を、キンズベリーから農家の負担で奨学生用に運ぶべきである。奨学生用の石炭と木材は七月末から夏の間に指定の場所に搬入し、安全に保管し、来るべき冬、奨学生の共

有燃料として順序よく使用るべきものとする。

## (2) 三〇回の説教の準備

保管者管理委員は、ハロー教区教会で適當な時に年三〇回、良好で学問ある神意にみちた説教者に年一〇ポンド支払うこと。説教一回につき六シリング八ペニスの割とする。もし保管者管理委員の判断で、校長又はハローの代理牧師がその目的に適當だとすれば、校長が学校で説教することは妨げられない。又二人のうち一人が他の場所でも説教すべきである。このご苦労には同様に一〇ポンド支払われるものとする。

保管者管理委員は、説教前の鐘をならすハロー教会の寺男に、年六シリング八ペニス支払うものとする。

## (3) 貧乏な家庭への援助

保管者管理委員は、ピンナーを除くハロー教区の最も貧乏な六〇の家庭に、学校財産収益金の中から年二〇ポンドを永久に恵み与える。即ち六シリング八ペニスを毎年受苦日(復活祭の前の金曜日)に与えるものとする。

## (4) 大学に在学する四名の特別奨学生への遺贈

保管者管理委員は、年二〇ポンドを永久に貧乏な奨学生に与えること、即ちケンブリッジのゴンヴィルとカイウス・カレッジに学ぶ二名と、オックスフォードの他のカレッジで学ぶ二名の、大学における学問と生活を維持するために、一名に年五ポンドを聖母マリアの受胎告知祭(三月二十五日)とミカエルマス(九月二十九日)の二回に分けて与えるものとする。

奨学生は、管理委員の分別により必要ありと判断すれば、大学に八年間は在学し得ること、奨学生はハローの無月謝学校の卒業生の中の、大学にすすむのが最も適當な者の中から、私(ジョン・ライアン

) の近親者の中でハロー教区に生れ進学が適當だが貧乏な者は優先的に、選ばねばならない。

(5) この学校の生徒数は管理委員が定める

この学校の適當で十分な生徒数は、先にきめた報酬で無料で教える貧乏な奨学生と、校長が適當と判断し、しかも収入増加をばかり得る生徒(自費生)の総数は、保管者管理委員の分別によりその都度決定され指名される。

(6) 街道修理のための準備

保管者管理委員は、ミドルセックスのキルバーンの近くにある、紳士アレン・ホールドから購入した私の土地からの全収入を、ミドルセックスのエッジウェーの町からロンドンへの街道と、ハローの町からロンドンへの街道の、修理費として年々永久に与えるよう、監督すべきである。

またミドルセックスのマリルボーンの、ロンドンの市民の小間物屋

ウェイリアム・シュリントンから購入した私の土地からの全収入は、年々永久にハローからロンドンへの街道修理費として与えるよう、監督すべきである。

保管者管理委員は、上述の街道修理のための砂利が年々六月初旬から七月下旬までの最も適當な時期に集積され、次に彼等の判断で誠実な二名の男子を指名し、そのうち一人は前述の砂利が集積されるよう監督し、他の一人は砂利が道路に敷かれるよう、督励すべきである。上の二名の監督人には、彼等が仕事に従事した一日につき一〇ペンスの割として、年三〇シリング支払うものとする。

(7) 地代集金人の指名

保管者管理委員は、土地からの毎年の地代を集めるために、誠実な人間を指名すべきである。この地代集金人の報酬として年二五シリン

グ八ペンス支払うものとする。

(8) 管理委員の手当

保管者管理委員のご苦労に対し年々一三シリング四ペンスの支払いが許される。

保管者管理委員は協議のため年二回集会をもち、その都度昼食に一三シリング四ペンスの支払いが許される。

(9) 他の街道修理への準備

私の心からの遺志はこの勅許状によつて、保管者管理委員が次の事項に年四ポンド支出することを命ぜる。即ち四ポンドのうち四〇シリングはゴア小路門とハイド・ハウス間の道路修理費に、他の四〇シリングはプレストンとデッドマンヒル間の道路修理費に与えらるべきこと、この街道にも他の街道と同様の時期に砂利が集積され、二名の監視人が同様にこの砂利の敷き方を監視すべきである。

(10) 校舎建設の命令

ジョン・ライアンは神の許しを受け、ハローの町にある私の土地の一部に、校長と助教師が住むさっぱりした便利な家を建て、同様に煙突をもつ大きな便利な校舎を建て、校舎には薪や石炭を貯蔵する地下室を設け、その地下室は三分され、それぞれ校長用・助教師用・生徒用とする。

私の遠志は、上述の部屋・校舎・地下室が私の生存中建設されない時は、三〇〇ポンドが私の死後又は妻ジョンの死後三年間に、保管者管理委員によって管理されている土地からの収入によって割当てられる。

(11) 三〇名の貧乏な子供の教育の準備と校舎建設余剰金の用途

以上の三年間といえども、私がハロー教区の三〇名の貧乏な子供の教育に支出していた二〇マークの支出は、校舎建設が終り、校長と助

教師が任命されるまで、継続さるべきである。またもし上述の三〇〇ポンドと二〇マークの支出をした上で専余剰金があれば、保管者管理委員がさらに入り便利だと判断される建設費に投入さるべきものとする。

(12) ライアンの管理委員への委託

神の偉大な永遠の恵みをうけ、ここに明記したような使用と目的に役立つよう神の恩寵を受け土地と所有物を恵まれた私は、ただ神の栄光を広めキリスト者としてよい手本と恩典を設けようとして、神のみ名において保管者管理委員に、ここに述べた意向・命令・執行・処理が注意深く誠実に実行されるよう、土地からの収益金・地代・上納金その他の収入が、上述の使用・意向・目的のために有効に使用されるよう、特に委託をお願いする。

もし余剰金があれば、必要な時のため保管され、保管者管理委員の判断によって、ハロー教区内の貧乏人の結婚やその他の慈善事業のため、与えられ恵まれるよう委託する。

13、借地人は修理費、免役地代負担のこと

私の土地の保管者管理委員が、年々の地代を監視し保証している借地・借家人は、保管者管理委員及びその後継者に、支払い期日を予約し、その期間内に支払うものとする。  
そして農地を借りている農民は、譲渡された家屋・建物・坪の補償は勿論のこと、その借入れ期間中土地の属する領主への免役地代を支払うものとする。

14、管理委員の選出

私の意志はこの勅許状によつて、私の死後選ばれる保管者管理委員は、ハロー教区内の誠実にして実力ある住民であること、空席ができる次第二十日以内に選ばるべきこと、他の保管者管理委員の前で、管理委員の立場・職務・任務を正しく眞実に法の通り執行すると、厳肅に

心をこめて宣誓せねばならない。

15、校長助教師は未婚者たるべきこと

校長と助教師は常に未婚者であること、その職にある限り未婚者であつて学校内外において善良で分別ある行動をとること、もし彼が結婚しようとするか、又は保管者管理委員の多数がその地位に相応しくないと判断するか、不名誉なことがあるか、教師として良く教えず不眞面目で分別がないのであれば、退職を迫られ、その席には別の充分な資格ある者が招かれる。

16、すべての決定は多数決による

保管者管理委員に關すること、彼等が管理する土地・所有物・収入・諸器物その他の動産、学校に關する命令、校長助教師の任命又は辞職勧告、或は生徒その他の件等であいまいなこと、疑問、反対意見がある場合は、如何なる種類の訴えや上告も取り上げることなく、保管者管理委員多数の正当な判断と合意によつて、争いを静め、決定をくだし、決定すべきである。ただし特別な場合でこの命令に用意され指定されていない場合は別である。

17、特別奨学生の資格と選定の方法

さきに指定した特別奨学生四名の者は、ハローの町の無月謝学校で教育され、大学におくられる能力のある者の中から選定さるべきである。

またこの選定は、ハロー教区内に生れた貧乏な者の中から、或は他の適当な者の中から選ばるべきである。

もしこのグラマー・スクールに適当な者がいないならば、私は管理委員がケンブリッジのゴンヴィルとカウス・カレッジの教授の忠告と同意によつて、そのカレッジ内の二名の貧乏な学生を選び、同様にオックスフォード大学内のカレッジの教授の忠告と同意によつて、同

大学内の二名の貧乏な学生を選び、その学生に（学資を）与えるよう命令し指名する。

#### 18、特別奨学生の期間

四名の特別奨学生に指名された者は、八年間を越えては支給されないものとする。この八年が終つたならば、先に述べた方法によつて、その地位に新しい特別奨学生が選定されるものとする。

#### 19、特別奨学生の補充

両大学のいづれかのカレッジに、特別奨学生の部屋が空席となつた場合、カレッジの教授からこの無月謝学校の管理委員へ通告があつて、前に述べた方法で新たに特別奨学生が選ばれるものとする。

#### 20、学校の生徒の入学許可

無月謝学校の管理委員は、校長の内申にもとづき、無月謝学校への生徒の入学を許可する権威をもつものとする。

#### 21、校長・助教師選任記録

管理委員は、校長或は助教師選任の度毎にハローの学校の校舎内又は便利な場所で集会を開き、そこで選任し、選任された校長・助教師の氏名・選任年月日を永久保存の台帳に記録させる。

#### 22、校長の学校財産に対する責任

管理委員は校長に、校長が安全に確保し、求められたならば直ちに返すべき、学校のもつすべての書籍・校具・その他の用具の明細書一冊を手渡しあくべきである。

#### 23、校長・助教師の学校法を守る保証

管理委員は、校長と助教師を選任する度に、校長と助教師が彼等の地位に関する条項を公開の席で読み、その条項を誠意をもつて守ることを誓約さるべきである。

#### 24、管理委員の氏名の記録

管理委員は、女王の勅許状によって選ばれている管理委員の氏名全部を、今後も保管するべき会計原簿に記入すべきである。

さらに管理委員選挙の都度、その氏名と年月日をその原簿に記入すべきである。

#### 25、二十一年以上の賃貸借契約禁止

管理委員は、ジョン・ライアンの死後、この法人団体に属する土地の賃貸借契約は、二十一年の期間をこえて取りかわすべきではない。そしてその賃貸契約では、習慣による地代か或はそれ以上を確保すべきである。彼等は実体毀損の責任（土地の実体を毀損することによって生ずる責任）をもつてなければ、賃貸契約をなすべきではない。

#### 26、小作人に要求される契約期間

管理委員との間に賃貸契約を取りかわした農家は、地代半年払い契約書か又は三ヶ月毎の特別契約で、地代支払い決定期日から二十日以内に、管理委員に指定されたハローの町の学校か、又は適当な場所で支払うよう義務づけられている。

また契約農家は契約によって任意に荒廃させないよう、そして借入れた土地又は農場にある家屋や建物を修理し、よく維持するよう義務づけられている。

そして上の農家は、契約が始まって三年以内に羊皮紙に、彼に譲渡された土地又は農場にある家屋や建物を修理し、よく維持するよう義務づけられている。

#### 27、借地人による監視人の接待

四〇エーカー以上の土地・草地・牧草地を賃貸契約している借地人・借家人は、前条に述べた契約の外に、契約によって農家の建物の修理その他土地の監督或は裁判、その他この法人団体の事務に関し巡回する、監視人とその付添人或は他の三人とその馬のために、毎年一

回、必要とする肉・飲物・宿・馬小屋・飼料・乾草・寝わらを用意する義務を負うものとする。

#### 28、監視人による監督

監視人は管理委員会が適当でないと認める時以外は、二年又は三年に一回、この法人団体が所有するすべての土地・保有物を巡視すべきものとする。

巡視の都度、家屋敷・土地・保有物・放牧地・牧草地・森林・やぶ・共有地・荒地等の特別な区画、それに何エーカー含まれているか、誰の保有又は占有に属しているかについて、調査の結果を書類として残さねばならぬ。

この清書された巡視報告書は、この法人団体の他の重要書類と共に、共同保管箱に保管されるべきである。

#### 29、旧賃貸契約消滅後、新契約せよ

管理委員は、前賃貸契約が放棄されるか、又は一年以内に判決が出るという以外は、前の賃貸契約者がいる場合、家屋敷・土地の譲渡契約をなすべきではない。

#### 30、旧借主を尊重せよ

管理委員が取りかわす賃貸契約者たる先の農民又は借家主は、不正手段等もなく満足の状態であれば、同一支払い額同一条件で第一に選ぶべきである。

#### 31、諸費用は財産収入で賄うべし

土地や保有物の権利や所有権を守り、法人団体のため必要なことや学校法・規則の執行・維持のため必要なあらゆる諸費用は、土地・保有物からの利益・利子から生みだすべきである。

#### 32、すべての論争はカンタベリー大僧正によつて解決される

今後疑問・不正確・或は疑わしいことが生じた場合、それは今制定

された規則や法そのもの、又はその中に含まれているもの、或はこの無月謝学校の管理委員間に法人団体に関して不一致・疑問がおり、或は所有している土地や所有物の処理について、或は校長助教師の指名と選任について、或は学校・選学生の管理について、疑がおこり管理委員の意見が完全に割れ妥協点がない場合には、時の先任管理委員二名が会合の後二十日以内に、カンタベリー大僧正に、その疑念・疑問・不一致について意見を述べ、命令し決定されるようお願いすべきである。

こうして管理委員は、大僧正がど自分で与え・作られ・確保された命令・決定・判断を厳守し、ここからさきの命令・決定・判断が、彼等の眞の意図・目的として述べられ、規則として守らるべきである。

### 三、学校事務処理規則（抄）〔註5〕

1、校長が着任後半年以内に、管理委員の大多数から、校長に要求される誠実さ・信仰心・学問・分別・勤勉・節度の点で欠けると判断されるならば、辞任が要求される。

助教師についても同様である。

2、もし校長がその地位に充分な代理をおかず、又理由ある原因によって管理委員の許可を得ずして、一日以上空席にすることは、合法的ではない。

3、校長はこの教区内に住む住民の若者以外に、適當な数の「フォリナ外来生徒」を受け入れてよい。これらの外来生徒からは月謝を徴収してよい。

4、生徒は学校へ年中朝六時に登校し、午前中は十一時まで在校する。手後は一時から六時まで在校する。

登校した最初と下校前の行事は、教師に指名された者が真心こめて

お祈りを唱え、他の者は一齊に「アーメン」を唱える。

5、教師は生徒の行儀作法を監督し、生徒が髪の手入れを怠り、洗面をせず、破れた衣服のままであつたら勿論のこと、宣誓・嘘・鏡をこじあけ・盗み・格斗・下品・無茶な言葉を使用する等、これらすべてを嚴重に罰せねばならぬ。

6、学校は初等学級（ラテン語は教えていない）を除き、五学年級編成とする。

一年級、ラテン文法、リリーのラテン語入門書、その後シセロの書簡集、パブリウスの格言集、カトーの対句集に移る。

二年級、ラテン文法を続ける。イソップ物語、カトーの作品、エラスムスの問答集、マンキヌスの四徳の歌を読む。

三年級、ラテン文法、テレンスの喜劇、シセロの家族への書簡集、オーヴィッドの悲歎書簡集を読む。

四年級、シセロの職業について、老年について、友情について、ヴァジルの田園詩、ホーレスの詩、エラスムスの書簡集、ギリシア文法。

五年級、ヴァジルのエーネード、シーザーの回想録、神の性格について、その他リヴィ、デモステネスの著作、ギリシア文法。

7、一年級でラテン語が書けない者は進級させない。二年級では句を書き、英文をラテン文に訳することを学ぶ。三年級ではラテン語の書簡を書き、四年級では固有形・語順転換・同義語・対置法、作詩法を学ぶ。五年級では論文の作成法を学ぶ。

どの教科書も暗誦し、英語に翻訳され、正当に十分に理解されねば次に進めない。

8、校長は毎日一時間宛、三・四・五年級の学習を教え、さらに上の三学級は毎週二回は、名詞の格・格変化・比較・動詞の活用・時制・法・文法規則の理解、格言や文章の意味、音節の分量等について彼等

自身お互に問と答を練習出来るようにする。

## 9、略

10、生徒達の遊びは、こま廻し・ハンドボール・競走・弓を射ることのみとし、他は許されない。

11、生徒達は全員、最初は英語で後になるとラテン語で、主の祈り、信仰箇条、十戒その他キリスト教の教義や重要事項を教えられる。日曜日と祭日、教師は生徒に説教せねばならない。説教にはカルヴァ

インやノーエルの教義問答等適当なものが選ばれねばならぬ。学校は祭日を除き、一週間以上休みにしてはならない。

12、生徒は教会の行事に参加し、神に奉仕し、聖書は注意深く尊敬の念をもつて読まねばならぬ、行事に参加しない者は罰を受ける。

13、校長は適当な笞以外は、どんな罰も与えてはならぬ、ちょっとした怠慢に対しても体罰用の木べらを手に与える。

怠慢がやまない場合は、管理委員は協議の上それらの生徒を追放する。

14、一年級以上の生徒は遊び中でも英語を使用してはならぬ、その監視やその他の怠慢の見張りに、二名の監督生徒をおく、監督生徒は監督記録を金曜日午後教師に提出する。

15、一年間勉強して進歩少く、勉強に不適当な生徒は管理委員に文書で通告し、管理委員は吟味の上その両親をして退学させ、他に就職するよう勧誘するものとする。

16、校長は当校に女生徒を入学させてはならない。

17、今後この無月謝学校の經營規則が、管理委員の多数から不適當で不便だと判断された時、校長の同意を得て新しい命令や規則を制定することは合法的である。

18、父母への注意六ヶ条

諸君はその子供が校長と助教師の指示通りに従うよう命ぜよ。  
諸君は子供の必要とする用紙・インク・ペン・本・ろうそく等のみ  
を用意させよ。

諸君は子供に弓・矢・弓弦・腕甲を用意させよ。

諸君は子供が定時に登校しているか注意せよ。

諸君は子供が一年間勉強して不適当とわかれば、他の適職につけさせよ。  
もし子供が病氣以外で不定期に欠席すれば、子供は学校から追放される。

## 注

ハロー・スクールの教育法

1. Tyrrell Burgess : A Guide to English Schools, 1964, pp.65—100.
2. G.Kalton : The Public Schools, 1966, pp.143—5.
3. Report of Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Revenues and Management of certain Colleges and Schools, 1864. (以下 Report と略)
4. ゲルダート(末延訳) : イギリス法原理, 103—4 頁。
5. A.F.Leach : The Schools of Medieval England, 1969, p.76. (以下 Medieval と略)
6. Ibid : p.77.
7. H.Rashdall : The Universities of Europe in the Middle Ages, 1969, vol. III pp.191—201.
8. H.C.Maxwell Lyte : A History of Eton College, 1875, p.7.
9. Ibid : p.65.
10. F.W.Maitland : Township and Borough, 1964, p.18.
11. マックス・ウェバー : 一般社会経済史要論(岩波書店) 下巻
12. 増田四郎 : 西欧市民意識の形成(春秋社) 都市(アテネ書房)
13. 同 : 都市 p.93.
14. 宮下孝吉 : ヨーロッパにおける都市の成立, p.474.
15. Encyclopaedia Britannica, 20.
16. Medieval, pp.133—4.
17. G.W.Fisher : Annals of Shrewsbury School, 1899, pp.1—3.
18. Ibid : p.43.
19. Medieval, p.135.
20. Ibid : pp.134—5.
21. A.F.Leach : English Schools at the Reformation 1546—8, 1968, p.25. (以下 Reformation と略)
22. Ibid : pp.26—7.
23. A.H.Todd : Charterhouse, 1905, pp.3—12.
24. Ibid : p.25
25. Reformation : p.34.
26. Medieval : p.197.
27. Reformation : p.35.
28. H.B.Wilson : The History of Merchant-Taylors' School, 1814, Preface xvii, pp.12—3.
29. Reformation : pp.56—7.
30. Medieval : p.244.
31. G.Kalton : The Public Schools : p.143.
32. 池田良三 : イギリス教育の伝統と未来, セントポールズ校, ラグビー校等について詳細に紹介している。

33. S. J. Curtis : History of Education in Great Britain, 1963, p.49. (以下 Curtis と略) .
34. Medieval : p.253.
35. E.D.Laborde : Harrow School, 1948, p.20. (以下 Laborde と略)
36. Ibid : p.22.
37. S.T.Bindoff : Tudor England, 1963, p.106.
38. Ibid : p.113.
39. Reformation : p.6.
40. Ibid : p.16.
41. Ibid : p.91.
42. Ibid : p.92.
43. イギリス教育の伝統と未来, p.22, p.40.
44. Medieval : pp.311—2.
45. Britannica : 4.
46. F.W.M.Draper : Four Centuries of Merchant-Taylors' School, 1962, p.10.
47. John Rodgers : Old Public Schools of England, 1938, pp.20—2.
48. Laborde : pp.20—27.
49. H.T.Wilkins : Great English Schools, 1925, pp.124—5.
50. Laborde : p.52.
51. Ibid, pp.216—240.

Appendix A.John Lyon's Charter

Appendix B, Orders, Statutes, and Rules of John Lyon

" , Rules to be observed for the Ordering of the said School

52. ゲルダート : イギリス法原理, p.104.
53. Britannica : 18.
54. ゲルダート : イギリス法原理, p.108.
55. Curtis : p.208.
56. Ibid : p.223.
57. Ibid : p.243.
58. Ibid : p.249.
59. Report, vol, 2, pp.177—8.
60. Ibid : p.93.
61. Ibid : p.111.
62. Maxwell Lyte, pp.490—1.
63. Laborde : p.56.
64. Report, vol, 2, p.269.
65. Ibid : p.272.
66. 大野真弓 : イギリス史, p.19.
67. 新井嘉之作 : イギリス農村社会史, pp.137—140.
68. ゲルダート : イギリス法原理, pp.127—9.
69. Laborde : p.32.

70. Ibid : p.37.
71. Ibid : p.46.
72. Ibid : p.48.
73. Report, vol, 2, p.273.
74. Laborde : p.34.
75. Maxwell Lyte, p.493.
76. Ibid : p.129.
77. 世界歴史（岩波講座）14, 近代1, イギリス国教の定着, p.433.
78. Report, vol, 2, p.590.
79. Britannica : 16.
80. F.W.M.Draper : Four Centuries of Merchant Taylors' School, 1962, p.10.
81. Report, vol, 2, p.273.
82. Ibid : p.111.
83. Ibid, vol, 1, p.262.
84. Ibid, vol, 2, p.198.
85. Ibid : p.240.
86. Laborde : p.34.
87. Ibid : p.36.
88. Ibid : p.37.
89. Report, vol, 2, p.275.
90. Ibid : p.274.
91. Ibid : p.277.
92. Laborde : p.43.
93. Ibid : p.35.
94. Curtis : p.208.
95. Report, vol, 2, p.270.

#### ハロー・スクールの勅許状

1. E.D.Laborde : Harrow School, 1948, pp.216—225.
2. Free School オックスフォード辞典によると「月謝をとらないで教える学校」free（自由な）とは何からの自由か、同辞典には、（学校の）教会支配からの自由、死手譲渡法の免除等4ヶ条が論争の中心となったことが記されている。  
カーティスの「英国教育史」にもこの論争が記されている。同書 43—44頁（イギリス教育の伝統と未来.47頁参照のこと）
3. Common Seal 共同印章、「正式な法人の行為の証拠」として使用される（ゲルダート, イギリス法原理, 103頁）
4. Laborde, pp.226—237.
5. Ibid, pp.237—240.

## あとがき

昨年「イギリス教育の伝統と未来」（発行所、帝国地方行政学会）を出版することができた。丁度「イートン校の歴史」（イギリスの教育④）を脱稿した一昨年、国立教育研究所長・平塚益徳先生にお会いし、先生の温情あふるるご指導とおすすめで出版の運びとなつた。ここに改めて先生に深く感謝の意を表したい。さらに出版についてお骨折りいただいた帝国地方行政学会企画調査部長・荒川欽一氏並びに伊藤秀士氏に、改めてお礼申し上げます。

小著については、多数の先輩各位からご懇切な読後の感想と激励をいただき、ただただ感謝の外ございません。厚くお礼申し上げます。

その後「同業組合立学校の歴史」（イギリスの教育⑤、未刊）では、同業組合の教育事業としてマーチャント・テーラーズ校と、ゴルドスミス・カレッジについてまとめてみました。

今回は一介の自営農民ジョン・ライアンが創立したハロー・スクールの歴史のうち、学校創立の目的のみに発行されたイギリス最古の「教育法」である、ジョン・ライアンの勅許状及びその付属教育法についてまとめてみることにした。

一三世紀なかばから一四世紀終り頃にかけてのイギリスは、大変動の時代を迎えていた。北ヨーロッパをゆるがし、彼等の精神革命をうながした宗教改革の萌芽は、宗教改革の明星といわれるジョン・ウイクリフ（一三二〇？—一八四）に発し、彼の意志をつぐロラード派の運動となり、さらに遠くボエミア（チェコスロバキア）のヨハネス・フス（一三六九？—一四一五）に引継がれた。彼は法王制の弊害と僧侶の堕落を痛論して破門され、焚刑に処せられた。ルターの宗教改革からさかのぼること、百年も前のことである。

土地の保有権は次第に農民に移り、法人格の思想がその実態と共に確立されるのもこの時代である。このような国民的成长が、独立自治の学校を創立し維持してゆく基礎を形成している。

彼等が生みだした新しい学校は、創立者のヒューマニズムに立脚する創意と善意を体したまま、数百年後の現在もそのままの姿で維持されつつ、繁栄の一途をたどっている。筆者は、学校という一つの文化現象の底流に秘められている、国民的的精神成長の足跡をたどりながら今更のように愕然としている次第である。

その理由は、日本人がかつて経験したことのない立法・司法・行政上の諸問題を、イギリス人否広く西ヨーロッパ人は早く経験し、その経験を思考として積重ねながら思想にまで育て上げ、それを社会的・経済的施設或は行政機関にまで結実させているからである。しかも公の施設として万人が認め、支持し、他の何者からも犯されることのないよう、万端の用意が整えられているからである。

われらの考え方と彼等のそれとの間には、常に何らかのずれがある。例えば公と私の区別である。

日本流には純然たる私立中等学校を、彼等は、パブリック・スクールと呼んでいる。アメリカでは公立学校であるというのに、この区別は簡単には出来そうにない。

これは又市民という言葉についても同様である。彼等は「自治都市の市民」として、早くは一〇世紀前後から「市民としての教育」を受け、共通の意識の上に育てられてきた。この意味の市民という名称は日本では一時の借着に過ぎない。体臭もついていない。

この小論はあくまで試論である。法制史を専攻される方々から、いろいろとご指摘があるものと心待ちしている次第です。ご教示賜わりたいと存じています。

今回は以上をもって「イギリスの教育」(6)とし、次回はこのようにして出発したハロー・スクールの沿革史、特に学校の近代化・現代化をはかり、ハロー校の再建に成功したチャールス・ジョン・ウォーン（一八四五—六〇在職）の、教育改革事業を中心に述べたいと準備中であります。何卒ご声援賜わりますようお願い申し上げます。

（昭和四七年二月一五日、宮崎女子短期大学講師、住所一八八〇宮崎市大和町一二九一二、電話〇九八五一二四一一八二六）